

# ヨーロッパ古代中世貨幣史 : カール大帝の貨幣改革まで

著者	名城 邦夫
雑誌名	名古屋学院大学論集 社会科学篇
巻	55
号	2
ページ	97-130
発行年	2018-10-31
URL	<a href="http://doi.org/10.15012/00001112">http://doi.org/10.15012/00001112</a>

〔論文〕

## ヨーロッパ古代中世貨幣史\*

——カール大帝の貨幣改革まで——

名城邦夫

名古屋学院大学名誉教授

### 要 旨

西アジアにおいて最初の都市文明が成立し、社会的規律化が要請され、人格神・王権・法治・計算貨幣・官僚制による財政国家が成立した。神官・王族・貴族・平民・奴隷の身分ごとにその義務と役割が定められ、計算貨幣による分配が行われた。特に重要な軍役について最初にリディア王国において打造貨幣で支払われるようになった。このような打造技術による貨幣製造は、計算貨幣による社会的規律化と国家形成とともにギリシャからローマへと伝播した。ローマでは至上権・官職官僚制・ローマ法・金銀銅三貨制度・造幣役による貨幣システムが成立し、6000万人の帝国に発展した。帝政末期には帝国の属州に地域貨幣システムが形成され、それがゲルマン部族王国に継承された。最終的に西ゴート王国とフランク王国のみが独自の貨幣システムを確立することとなった。特にフランク王国はカロリング王朝によってローマ末期の金貨システムから独自の銀貨システムを確立することとなった。

キーワード：王権，法治，計算貨幣，金貨幣システム，銀貨幣システム

## Europäische Geldgeschichte in dem Altertum und Mittelalter

——Bis zur Reform Karl des Großen——

Kunio NASHIRO

Professor Emeritus  
Nagoya Gakuin University

---

\* 本稿はJSPS 科研費JP16H01953 課題「前近代ユーラシア西部における貨幣と流通のシステムの構造と展開」の研究成果の一部である。

発行日 2018年10月31日

## I 古代における硬貨製造の始まり

歴史学において最初に貨幣史の成果を取り上げたのはブローデルである。彼は『地中海』において貨幣史を援用し、16世紀イタリアを中心とする地中海地域における価格メカニズム形成史を変動局面として描写した<sup>1)</sup>。パリでアナール派研究者と四年間親交を深めたドイツ人歴史家ロルフ・シュプランデルはこの研究に触発されて、中世後期ハンザ及び北欧地域の貨幣史に関する著作を刊行し、貨幣史研究の新たな方法を確立した<sup>2)</sup>。当時、貨幣に関する研究は貨幣の骨董品としての評価に関わるカタログ作成のための研究が主流であったが、主要な博物館貨幣室や図書館貨幣室の所蔵品を明確な概念規定のもとに分析研究するヌミスマティクス研究〔貨幣学〕がようやく学問として確立し始めた時期であった。シュプランデルはこのような学問の手続きによって研究された成果を網羅的に分析し、対象時期における貨幣流通の実態を解明し、その上でこれらの貨幣流通の意味を経済学によって解釈し、価格形成史として描写するブローデルの方法論を発展させた。

ブローデルやシュプランデルの貨幣史研究の方法は基本的にヨーロッパ学会が貨幣に関して到達した一つの立場を反映したものである。一般に、古代都市文明形成期において人類は、文字と貨幣の原基形態である社会的価値＝計算貨幣を生み出すことになった<sup>3)</sup>。それまで数百人規模で生活していた人類は、数千、ひいては数万、ある段階では数十万規模の国家形成に至る過程で、文字が発明され、城壁内の稠密な日常生活による情報の共有を通じて抽象的現象や概念が考案され、社会的価値＝計算貨幣による分配や互酬、贈与によって生存が保証される都市社会が成立することになった<sup>4)</sup>。

都市定住の最初は、共同体成員の信仰の対象である人格神との契約によって王の公正な統治が求められた。王は、共同体員とのこれまで形成された慣習を神との契約として法を解釈し、神に仕える身分・統治を司る王族・有力な貴族集団・一般自由民・半自由民・奴隷身分のあるべき振る舞いの形式を定め、さらにこのような社会を維持するための信仰・軍事指揮・行政・司法・財政を司る初歩的な官僚制によって公正に統治することが求められた<sup>5)</sup>。その結果、農業や手工業さらには流通過程を担う運送業や商業などの社会的分業が発達し、それぞれ職能分化が生じた。都市民は各人の属する身分や職能集団について円筒印章に明記され、さらに支給される配分額も記された、これを首にかけて、日常生活を送っていたとみられている。身分職能ごとに配分額が

- 
- 1) フェルナン・ブローデル著浜名優実訳『地中海Ⅱ 集団の運命と全体の動き 1』藤原書店 2004年。
  - 2) Rolf Sprandel, DAS MITTELALTERLICHE ZAHLUNGSSYSTEM NACH HANSISCHEN-NORDISCHEN QUELLEN DES 13.-15. JAHRHUNDERTS, Stuttgart 1975.
  - 3) 土方久「記録の起源と複式簿記の記録」Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ, Ⅳ『西南学院大学商学論集』第56巻3・4号2009年；57巻1号2010年；57巻2号2011年参照。
  - 4) 小泉龍人『都市の起源 古代の先進地域＝西アジアを掘る』講談社 2016年。
  - 5) ジャン・ポテロ著松島英子訳『メソポタミア 文字・理性・神々』法政大学出版局 1998年 233頁以下参照。

決定し、農閑期の集団労働として灌漑施設の建設・維持・管理、さらには道路や港湾建設、とりわけ軍役の報酬もあらかじめ定められていた<sup>6)</sup>。こうして、大部分が統制経済として価値決定されているため、ごくわずかの余剰生産物が交換される市場 [いちば] では需要と供給で価格が決定されるはずがなく、計算貨幣に基づいて決済された。こうして、各王の統治を通じて物品や賃金は計算貨幣建てで王と共同体員の契約として法によって定められた。

西アジアの北西端、アナトリアのリディアにおいて紀元前7世紀、一説によるとギュゲス王によって紀元前670年に金銀エレクトロン合金から、メソポタミアの冶金技術によって溶解、硬貨のもとになる棒状柱塊を鑄造し、これを板状に引き伸ばし円形の切片硬貨に成形し、下部の台に切片硬貨を置き上から鉄製の刻印用金型をハンマーで打ち下ろして打造したことが知られている<sup>7)</sup>。当初は卵形であったが徐々に現代に続く円形硬貨の形状を呈するようになった。表面には王の権力を象徴するライオン頭部と牡牛頭部、裏面には記号やリュディア文字が刻印され、貨幣発行者の権力の象徴や発行者や製造所等の情報が刻印される西ユーラシアで近代まで続く硬貨製造技術が確立された<sup>8)</sup>。

この最古の硬貨はすでに相当進んだ計算体系を示しており、基準単位1スタテルstaterが7段階に分けられ、1/96にまで細分され [1・1/2・1/4・1/8・1/16・1/32・1/48・1/96]、この最小貨幣は計算上直径3mm、重さが0.15gとなった。しかしながら、実際に製造されたのは、1/3スタテル、約4.7gであり、さらにわずかに1/4スタテル、1/8スタテルのみが発見されており、それ以外は計算貨幣であった可能性が高い。

最初の打造貨幣は中心都市サルィデスの国王貨幣製造所で打造されたが、その後、紀元前550年にエレクトロンから金を分離する精錬技術が導入され、重量8.4g金貨が打造された。その表面の浮き彫りは王家の紋章である向かい合ったライオンが刻印されている。この1スタテル金貨は1スタテル・エレクトロン貨と同価値を有したと考えられている。この硬貨はエーゲ海地域で基準通貨として使用され、約30年以上にわたって通用した<sup>9)</sup>。

最初の打造貨1/3スタテルは約10匹の羊の価値があり、携帯保存しやすく高額の支払い、軍役などの公的役務に対しする国王の一回限りの支払手段として製造されたものと見られている。その後、漸次流通し交換のために使用され始めた。最初から国家の守護神や王家の紋章が刻印されており、公権力の威信を高める意図を持って製造されたことは確かである。

このように、最初の貨幣の製造は交易や商業のためになされたものではなく、公権力ないしは国家機関の利益や便宜を図るために製造されたことが確認されており、社会的分業が進展し職能分化が進む中で、国家の役割も多様化し、各部署における国家の支払いと受取の機会が増大していった。刑罰の科料、罰金、入港税、その他の税金の支払、傭兵や徴兵された兵士への支払い、

6) 土方 前掲論文参照。

7) Kluge, a.a.O., S. 13. 西ユーラシア貨幣の打造技術については以下の貨幣辞典のMünztechnikの項参照。  
Heinz Fengler, Gerhart Gierow, Willy Unger, Lexikon der NUMISMATIK, Berlin 1976, S. 245f.

8) Kluge, a.a.O., S. 13.

9) Ibid.

司祭団や専門家への給与、公共事業への支出（資材・物品に対する支払い、労働者や職人への支払いも含まれる）に使用されたと考えられている。

ギルガメッシュ叙事詩に見られる民族の興亡が激しいオリエント世界で共同体の生存を託された強力な権力によって、タリオン原理に基づく法に則って、厳格な社会的規律が達成され、さらに財政の公正な執行のもと再分配が行われた<sup>10)</sup>。これらの社会的規律と再分配の価値単位として、特別な計算単位が使用された。この計算単位が広く社会生活の支払いや商業にも使用されるようになり、その結果、価格が成立し使用されていた特別の計算単位は、特定の時点の一定の購買力を表示する単位となった。最初、金属の重量単位と穀物の重量単位を一つの計算単位をして使用することによって成立したこの計算単位は、一定の購買力の表示単位となり、価値基準となった。これが計算貨幣である。しだいに、時々の公権力は、独自の計算貨幣を制定し、それによって公正な再分配を實踐し、価格を決定することになった。ケインズは貨幣論において計算貨幣を定義している。つまり、計算貨幣とは「国家の法に基づき決定された建値によって債務や価格の一般的な購買力を表示した価値単位である」<sup>11)</sup>と。

## II 古代ローマ社会の貨幣システム

### 1 古代ローマ社会の特質

西アジアで成立した貨幣システムはその後、ギリシャ、ローマへ伝播し、ゲルマン人によって建国された各地の部族王国が直面する属州貨幣システムに継承された。もちろん、それぞれの属州の地理的歴史的条件の相違から特有の貨幣システムが形成されたが、その基本構造は変わらなかったと考えられる。各属州の貨幣システムは当然、ローマ貨幣史によって理解されることになる。ゲルマン人の各部王国が直面した貨幣システムはメロヴィング朝期のかつてのローマ属州の貨幣システムであり、それがいかに各部族王国に継承されたかが問われる必要がある。

年代記によるとローマはローマ神話の信仰世界を奉ずる王ロムルスによって紀元前8世紀後半に建国された。王は絶対的の命令権 *imperium* を有し、神の意志を占いで聞き、さらに氏族長・貴族パトリキ *patrici* から構成される元老院に諮って統治を行った。その後、前509年に王を追放、貴族による統治が行われたが、150年を経て民主制へ移行した。ローマ共和制は執政官の強力な権限のもと命令権を有する政務官、さらにその下僚による公権力の行使と民会による法の制定と法務官による有用な法の創造、絶対的私的所有権を有する市民の公権力からの一定の自立のもと、ローマ神話の神々を理想的人格とし契約を守り、法を順守するメンタリティ（心性）・規範意識が混然一体となって法治による市民社会が成立した<sup>12)</sup>。このような私的所有権を有する自立した

10) Eckhart Otto, Die Geschichte der Talion, in: Eckart Otto, Kontinuum und Proprium. Studien zur Sozial- und Rechtsgeschichte des Alten Orients und des Alten Testaments, Wiesbaden 1996, SS. 224-245.

11) John Maynard Keynes, A Treatise on Money, 1 The Pure Theory of Money, Cambridge 1971, p. 3.

12) Michael Rostovtzeff, Rome, Oxford 1960, p. 84ff. E. マイヤー著鈴木一州訳『ローマ人の国家と国家思想』岩波書店1978年11頁以下参照。

市民による法治体制はヨーロッパ中世都市市民社会、さらには近代国民国家の市民社会に継承されていった。

このような市民社会の形成過程を具体的に見てみると、まずローマ社会は戦士共同体であり、武装自弁の市民軍によって国家は防衛され、国家 *res publicus* への貢献度に応じて民会での発言権が与えられた。当初は騎兵が軍事力の中心であったので貴族制をとり、神官・元老院職・最高行政官・軍司令官たる執政官 *consul* 職等を貴族が独占した。かれらは当時の最強の軍事力である騎士戦闘を担い、民会 *comitia curiata* の多数派形成し、国政を遂行した。その後、時代が騎兵戦闘から重装歩兵戦闘に変化し、平民身分 *plebs* の重要性が増すとともに貴族中心の民会からケントゥリア会・区民会・平民会へ権限が移行していった<sup>13)</sup>。

その後、十二表法 *lex duodecim tabularum* が公示され、古来の慣習法の成文化がなされ、貴族の権限を明確化し、法的安定性が実現された。共和政末期には貴族平民の通婚の自由、様々な差別は撤廃され最終的には法の下での平等が実現していった<sup>14)</sup>。

続いて、平民の権利を守るために護民官 *tribuni plebs* が平民会で選出され、当初は2名、後10名が指名された。貴族の独占する政務官 *magistratus* の職権行為に抗議 *intercessio*・取消権を有し、平民の誓約によって護民官職の神聖性が保証され平民の権利が守られる体制が整っていった<sup>15)</sup>。

この間、農業国から商業手工業を中心とする国家に転換するとともに、外国人に適用されていた法が市民法にも受容されるに及び、いわゆるローマ法はローマ国家の全住民に適用される万民法となった<sup>16)</sup>。

十二表法には動産、不動産売買は握取行為 *mancipatio* による厳格な契約が必要と定められている。つまり、政務官の特別の下僚たる秤持ちが動産、不動産を計測しその量を定め、その価値額を決定し、売買契約が成立、売り手の債権者は「当該貨幣額に関する訴訟権」 *actio certa creditae pecniae* と債務者の不履行に対する「契約に由来する告訴権」が授与された。おそらく共和政の当初からこのような握手契約は行われていたと考えられるが、市民の便宜を考え法務官による問答契約が共和政の後期に制定され、法務官法による所有権が成立し、売買による物財の引渡によって実質的な所有権移転が法的に承認されることになった。この問答契約はローマ法の契約の一種（いわゆる口頭合意）であり、契約においては当事者の一方が口頭で形式に則った問（例えば、君は私に10デナリウスに値するものを提供するか？）を厳格に表現し、他方の当事者の肯定的な答え（ラテン語：*spondeo* 誓約する）によって合意が成立し、契約は同時に貨幣額の達成を含むものであった。こうして、売り手（債権者）に口頭契約内容と額面金額の双方の公権力による保証が与えられた。その後外国人にも市民法が適用されるに及び、外国人に一般的となっていた書面による契約（外国人法務官契約法）が市民法にも受け入れられるようになり、ラテン語を十分解さない外国人にも法専門家の力を借りて社会活動にともなう訴訟を容易に提起することが可

13) Rostovtzeff, op cit, p. 88, 同上訳書 32頁以下参照。

14) 同上訳書 48頁。

15) 同上訳書 33頁以下参照。

16) John Wachter, *The Roman Empire*, London 1987, p. 80f.

能となった。こうして市民法の万民法化が達成され、外国人も含むローマ共和国の法の下での平等が達成されることになった。この間、市民法から万民法へと発展したローマ法による法治体制を支える行政組織としての官僚制が確立していった<sup>17)</sup>。

元老院と民会によって制定された法の執行と司法、行政は国家の公権力行使の権限を有する政務官 *magister* によって担われた。政務官は公権力を代表し命令権を有する者と単に職権を有する者の区分があった。命令権を有する者には執政官 *consul*・法務官 *praetor*・独裁官 *dictator* があり、職権のみの者は戸口総監 *censor*・按察官 *aediles*・財務官 *quaestor*・属州総督・神祇官長・大神祇官・神祇官がいた。こうして共和制期には元首たる執政官、帝政期には皇帝の絶対的権限に基づく政務官・按察官・神祇官を頂点とする巨大な官僚組織による統治体制が確立していった<sup>18)</sup>。

この間、共和政の初期から国家の治安は貴族出身の按察官が担っていたが、前495/94年に新たにローマ都市内の警察権を有する下位按察官 *aediles plebei* が護民官の下僚として2名任命された。その後、前367/66年以来、ローマ都市内において追加的に二人の高位按察官 *aediles curules* が任命され、こうして貴族と平民から任命された4人の按察官は公的建造物、浴場、水道施設、道路、流通、建造物そして市場監視の職務を遂行することになった。具体的には市場裁判権を行使し、市場開催地での商品価格、度量衡の監督を行った。こうして貴族中心の行政から、平民を守る護民官による取消権と異議申し立て権（抗弁権）の行使の制度が確立し、按察官による穀物の調達、在地及びローマの商人による供給、さらには多様な運送を担う船首の関与を通して、生産、流通、販売及び租税に公権力と市場の複雑な関係を経てローマ市民へ食料供給と貧窮者への日常生活物資の分配がなされた<sup>19)</sup>。

貴族出身の高位按察官による剣闘士試合の開催がなされ、期間中全ローマ市民に食事が供された。カエサル治下当該按察官数が6人に増員され、2人は平民の神ケレーレスの祝祭を自己の費用で開催し、こうして按察官の身分上による職位の差異は解消し、按察官は全ローマ市民に対して穀物等必要な物資を提供し、治安の維持に当たった。共和政末期イタリア半島を超えて、属州支配が開始されるとともに、ローマへの食糧供給は最大の政治問題となった。按察官の権限だけでは十分な食料供給がまかなえず、有力者による祝宴や公共工事に伴う施与や元老院級貴族と庇護民の間の互酬的保護関係、とりわけ形成されつつあった官職貴族間の対立の中でローマ市民への「善行」が重要である。この「善行」は有力者による市民への食糧供給や数デナリウスの金銭の施与を競って行う慣行を広めることとなった。この広く民衆の意を迎える心性、これを近年エヴェルジェティズ *évergétise* と呼ぶが、この動きは前123年平民派の代表であったグラックスが穀物供給法を制定し、国家が市民に一定価格・一定量の穀物を販売する体制の制度化に失敗した後の時期には、一層盛んとなった<sup>20)</sup>。

前90年頃同盟市戦争の懐柔策からローマ市民権がイタリア半島全域に拡大され、武装能力あ

17) 勝田有恒/森征一/山内進編著『概説 西洋法制史』ミネルバ書房2004年24頁。

18) 同上書 18頁以下参照。

19) 宮崎麻子『ローマ帝国の食糧供給政治』九州大学出版会 2011年48頁以下参照。

20) 宮崎麻子 前掲書

る市民110万人総人口400万人のローマ共和国が成立する。その後、アウグストゥスは前執政官として終身命令権 *imperium proconsulare* を保持し、神聖不可侵権・権利救済権・取消権に加えて民会・元老院招集権などの護民官職権の終身保有に至る。こうして国家権力の行使者である全政務官の権限を総攬する至上権 *summum imperium* が確立し、帝国統治権としての皇帝権の概念が成立することになった。こうして帝国臣民は皇帝の絶対的権限によって外敵から守られると同時に、貴族平民の区別なく按察官により平等に権利が保護され、訴権に基く人法 *ius personum*・物法 *ius rerum*・訴訟法 *ius actionum* からなるローマ法体系が全市民に適用され、権力から一定自立した市民社会の法治体制が確立された<sup>21)</sup>。

アウグストゥスは元首制を確立しその後の帝政に道を開いた。共和政の末期に開始されたローマ市民への食糧供給と属州に配置された軍団の資金、資材の供給のための官僚制の形成と市場の権力による規制は以後ますます整備されていく。ローマ市民への食糧供給は穀物配給官が設置され食料供給の制度化が進められていった。アウグストゥスはこれまでの元老院議員政務官職に加えて騎士行政官職を新たに任命し、食料供給長官によるより実務的な執行能力を高める体制を整えていった。こうして、食糧供給に関して国家が生産、流通、販売、税制そして配給の体制を整え、市場はその補完的機能を果たしたと考えられている。他方で、有力者（特に皇帝）による私的な施与、互酬こそが、ローマ国家の食糧供給の特徴であるという見解もある<sup>22)</sup>。

前13年ヒスパニア・ガリア平定とともに「ローマの平和」*pax Romana* が実現し、常備軍の設置、正規軍（ローマ市民）・補助部隊（属州民）合計約30万人、加えて3万人程度の帝国官僚層が形成されていった。紀元212年カラカラ帝勅令によって帝国領内すべての自由人にローマ市民権が付与され、皇帝、皇帝代理たる属州総督による強力な統治がなされる6000万人の帝国が成立するに至った<sup>23)</sup>。

ローマ帝国における属州統治は皇帝代理たる総督によって行われた。総督は皇帝に代わって絶対的統治権を行使し、会計管理官 *procurator* を任命し、入植したローマ人貴族や有力商人さらに現地属州の有力者を都市参事会員に任命し、彼らに政務官職も委ね、都市を超えて地域の治安維持と国境地帯に配備されている軍団への（装備、費用、飼料、人員などの）費用負担を全面的に委ねた。インフラ整備や運輸業務までこれら参事会級貴族の善行エヴァンジェティズムに頼るに至った。末端の徴収業務も都市参事会に委託され、属州からの収入は皇帝直属の出納官 *a rationibus* が管理する皇帝金庫 *fiscus* で一手に管理された。こうして共和政後期から帝政初期にかけてガリア、ヒスパニアでは人口が急激に増加し、手工業や商業においてローマ本国を凌駕するに至った<sup>24)</sup>。

21) 勝田/森/山内 前掲書 29頁以下参照；新保良明『古代ローマの帝国官僚と行政』ミネルヴァ書房 2016年 15頁以下参照。

22) 宮崎麻子 前掲書 49頁

23) 明石茂生「古代帝国における国家と市場の制度的補完性について (1)：ローマ帝国」『成城大学経済研究』第185号2009年37頁。

24) 同上論文 29頁以下参照；新保 前掲書 199頁以下参照。

帝国の軍事力はカラカラ帝の時代に安定的な体制を整え、帝国内に30軍団、首都に皇帝近衛兵12000、遊軍的に展開する補助軍483個軍団、総兵力は45万人に達した。これらの兵の給与等の費用はアンノナ（穀物等の給付）によって賄われ、先の皇帝管理官が直接指揮し、各都市の参事会に業務を委託した。管理官は加えて租税徴収も委託し、都市参事会は属州の財政を担う重要な機関となった<sup>25)</sup>。

本国イタリアにはローマ市民権を有する人々が多数住み、とりわけ首都ローマは100万人の市民が特権的地位を享受し、生活物資の付与のみならず宗教上の祝祭や家門の祝祭に際しての大掛かりな饗応の提供をうけ、とりわけ帝国国家に流入する莫大な資金の費消によって、膨大な需要が発生し、属州の各地から手工業品や特産物が流入することになった。こうして、帝政初期にはすでに帝国経済の中心がローマからガリアやヒスパニアなどの属州に移り、イタリア本国の貴族や平民出身の有力者が地中海沿岸属州やガリアさらにはヒスパニアに多額な投資を行うようになり、さらには帝国の国家財政によって展開される国営事業とあいまって属州からローマ帝国金庫への地代、租税の流れと、属州からローマ・軍団基地への食糧・嗜好品などの物資の販売の流れ（代金の逆回収）による資金循環が展開され、これらの資金循環は首都ローマの金融業者と属州主要都市参事会員の金融業務、振替・為替業務によって担われていったとみられている<sup>26)</sup>。

## 2 ローマ国家の貨幣システム

以上、われわれは西ユーラシアのそれぞれの時代の社会が共同体の集団的心性に基いて社会的規律化を通じて公権力を生みだし、その公権力の統治は信仰の対象であった神との契約としての法による貨幣システムを確立していくことになった。この規律化は、まず信仰の対象である神との契約としての信仰儀礼や神殿の建設などの費用、神官の報酬、さらには社会秩序にとって最も重要な刑事罰の身体刑を賠償金によって代替する法体系を生み出していった。この法体系は西ユーラシアに共通する応報刑罰主義タリオ原理の性格をおびていた。さらに身分ごとの分配額、さらにはそのために必要な租税や公共工事の各身分への義務付け、とりわけ国境警備や治安機関による「ローマの平和」を実現するための兵役とその費用負担の義務付けがなされた。最終的に「ローマの平和」に不可欠の市民権所有者の扶養を保証する国家財政の計算単位としての貨幣（計算貨幣）がロムルスによる国家建設とともにじょじょに形成されていった。西アジアで最初に形成された国家統治の計算単位としての貨幣（計算貨幣）システムが、ローマでは皇帝の至上権に基づく強大な統治体制のもと財政国家の計算貨幣システムとして確立し、ローマ市民権を有する6000万人から構成される統制経済を生み出すに至った。もちろんそこには巨大な交換経済が形成されたが、それはあくまでもローマ国家財政の補完的な存在に過ぎなかった<sup>27)</sup>。

25) 同上論文 24頁。

26) 同上論文 49頁。

27) 社会の規律化と計算貨幣における価値付けの考え方は古くはクナップに始まり、ケインズによって定式化された国家貨幣説の立場である。さらにこれを領主経済から商人経済＝市場経済の対比から、統制

言語学や歴史学の成果によるとインド・ヨーロッパ語族に属するイタリーキーは彼らが移動以前に有していたインド・ヨーロッパ語族に共通の資産価値である「家畜」(ラテン語pecus)を計算単位とする価値尺度=計算貨幣体系をイタリア半島定住時には確立していたとみられる<sup>28)</sup>。さらに、イタリーキーの一派ラテン人がラティウムに定住し、ロムルスを最高命令権者とするローマ国家建国時には「家畜」から「富」一般を表示するpecusの派生語としてのラテン語の貨幣pecuniaがすでに知られていた。ローマ建国以来われわれが理解しているような公権力の規律化とともに、信仰生活の秩序の確立、司法におけるタリオ原理による刑罰体系、さらには軍役や都市建設の勤務に対する報酬として計算貨幣体系の価値を有するとみられる金属貨幣がローマ国家独自に鑄造されたと考えられている。これは、西アジアの権力の象徴を刻印し、法治による秩序形成の価値尺度として機能する打造貨幣を最も美的に発展させたギリシャ貨幣とはその形状、重量において相違し、とりわけ打造計数貨幣とは根本的に異なる秤量鑄造貨幣として製造されたことは特筆に値する<sup>29)</sup>。これはヌミスマティクス研究では「重量貨幣」Schwergeldと呼ばれるものであり、その最初は多様な形態のアス・ルーデと呼ばれる青銅塊であり、この原初的な金属塊の価値は、いまだ統一的な硬貨名目が存在していなかったために計量して決定された。このアエ

---

経済から市場経済の成立を説いたヒックス『経済史の理論』がある。Georg F. Knap, Staatliche Theorie des Geldes, 2Auffl. München u. Leipzig 1918, S., 300f.; J. M. ケインズ著小泉明・長澤惟恭訳 ケインズ全集5『貨幣論 I』東洋経済新報社 1976年3頁以下; 楊枝嗣朗『歴史の中の貨幣 貨幣とは何か』文眞堂 2012年; John R. Hicks, A Theory of Economic History, Oxford 1969. しかしこれに対して、マルクスやメンガーさらには文化人類学者や理論経済学者の一部で貨幣を交換手段として理解し、メソポタミア文明の初発から市場経済の成立を説く立場をとる者もいる。Karl Marx, Das Kapital I, Berlin 2009, Teil 1 Kapitel 3; Carl Menger, Grundsätze der Volkswirtschaftslehre, Wien 1871, S., 268ff.; 明石茂生「前近代経済における貨幣、信用、国家: 古代メソポタミアから中世ヨーロッパまで」『経済研究所年報』31号 成城大学2018年。

- 28) 言語学の立場から社会的価値=価値一般を「富」と定義し、それぞれの社会の最も重要なものを「富」=資産という意味を付与した。インド・ヨーロッパ諸族がまだ中央アジアの原住地で遊牧生活を送っていた時代に最も価値あるものと考えられていたのが動産の「家畜」であった。ラテン語の語根pecuはもともと「家畜」を意味していたが徐々により具体的に羊を意味するようになり、他方でpecuから最も普遍的な価値概念pecunia富、貨幣が派生する。つまり、インド・ヨーロッパ語の貨幣は価値一般を表す概念から規律化された社会の価値=計算貨幣を意味するより具体的な概念に発展したと考えられる。ラテン語で資産とともに計算貨幣=価値尺度概念を含む価値一般をpecuniaと呼び、後にローマ共和国のモネタ神殿で最初に鑄造された金属貨幣を硬貨monetaと呼んだ。つまり、硬貨は価値一般の歴史的現象形態であり、計算貨幣が実体価値を備えたものと考えられる。このようにインド・ヨーロッパ語系の言語には価値一般を表示する概念と実体価値を持った歴史的現象形態としての金属貨幣=硬貨を表示する概念の区別がある。ラテン語ではpecuniaとmonetaさらに特に銀貨を表すnummus、ドイツ語ではGeldとMünze、英語ではmoneyとcoinなどである。エミール・バンヴェニスト著前田幸作監修蔵持不三也他訳『インド=ヨーロッパ諸制度語彙集 I』言叢社1986 41頁以下参照。
- 29) Kluge, a.a.O., S. 28; John P. C. Kent, Bernhard Oberbeck, Armin U. Stylow, DIE RÖMISCHE MÜNZE, München 1973, S. 11f.

ス・ルーデの中にはアエス・シグナムと呼ばれ、主としてローマで製造された秤量貨幣がる。この貨幣は坩堝に十分充填して鑄造し、片面ないし両面に文様が施され、ROMANON（ローマ人によって）の銘が刻印されていた。この棒状貨幣は本来5ポンド重量があったとみられているが、実際には様々な大きさがあった。これらのアエス・ルーデは史料上ほとんど伝えられておらず、唯一紀元前406年ウェイ攻囲戦で、ローマ軍の将兵に多数の秤量貨幣アエス・ルーデで報酬が支払われていたことが文書で証明されているだけである。しかしながら、この事実はアエス・ルーデがそれ以前からかなり頻繁に使用されていたことを示しており、共和政の貴族支配が強かった時期から平民の台頭による平民会の設置に至る時期のローマ共和国の貴族支配構造と社会的分業の展開度に規定される平民の自立案度を反映した貨幣システムのもと市民軍報酬の支払手段として使用されていたことは確実である<sup>30)</sup>。それ以外の貨幣の使用については西アジア以上に史料伝承が乏しくいまだ十分解明されていない。

このアエス・ルーデと呼ばれる秤量貨幣は3世紀中に計数貨幣アエス・グラフィに転換された。この転換は西アジアやギリシャの打造貨幣とは異なるローマ独自の鑄造重量貨幣の形態を踏襲しつつ伝来の価値体系の変革を伴う貨幣改革であったと考えられる。ポエニ戦争を契機にローマは農業国から商業・手工業を中心とする国家に転換し、ローマを初め各地に主要な都市が族生し、国家財政による再分配を中心とする統制経済から、じょじょに貨幣による交換経済によって補完される人口100万人に達する高度な社会的分業を備えた地中海界帝国への歩みを開始したとみられる。鑄造による粗野な形状、ローマの重量ポンドに基づく計数貨幣であり、十二進法によるポンド・ウィンキア体系のもとアス（12ウィンキア）、セミス〔二分の一貨〕（6ウィンキア）、トゥリエンス〔三分の一貨〕（4ウィンキア）、クワドランス〔四分の一貨〕（3ウィンキア）、セクスタンス〔六分の一貨〕（2ウィンキア）、ウィンキア貨が製造され、アスは‘A’、セミスは‘S’と裏面に表示し、他はウィンキア数に応じて玉の数字で表示した。額面価格ごとに統一的な図像や刻印を鑄造し、当時盛んになりつつあった商業の支払手段としてアス・ルーデに比べものにならない量を鑄造した<sup>31)</sup>。こうしてローマ国家が財政上の統治に必要な計算貨幣体系を表示する貨幣を十二表法にあるように商取引を始め、すべての社会活動の決済手段にすることを強制した。このように古代ローマは国家財政の価値体系であった計算貨幣体系をさらに商取引にも強制し、高度な規律のもと国内商取引も強く規制した。当時の青銅1ポンドの購買力を1アスという貨幣名で呼び、その青銅重量が変化しても同じ購買力を強制し、貨幣を偽造したり不正に使用した場合には厳罰に処した。こうして、硬貨の額面価値は内在価値が変化しても同じ購買力を持つことを国家によって強制され、ローマ法の契約は厳格に数量、質、それらを踏まえて何よりも価格による契約内容を順守することが義務づけられている。すべてのローマ市民はローマ法という厳格な規定のもと、商取引を行う権利を有し、他方で外国人は当初商取引を行う権利を認められてい

30) KENT, OVERBECK, STZLOW, a.a.O., S. 12.

31) Ibid.

ない<sup>32)</sup>。

アエス・グラフェには最初刻印は押されていないが、紀元前210年に額面の上に造幣役の略記号が登場した。初期グラフェ硬貨のモチーフとして裏面にアンティウム艦隊の征服に因んだもの、船体 (Prota), 表面には様々な神の像, 110年ころまでは様々な貨幣のシリーズが発行され、それぞれのシリーズにはすべて特定の基準があった。例えば穀物穂や造幣役の略記号などである<sup>33)</sup>。

このような硬貨への刻印はローマにおける共和政の確立とともに進展した官僚制のもと貨幣製造部門の成立を示している。共和政は元老院中心の貴族支配から騎兵戦闘から歩兵戦闘への変化とともに軍事的必要から平民の権力統治参加の道が開かれることによって貴族と平民が身分的に平等になる過程が進行したが、最終的には貴族身分と平民身分の融合した新たな支配層の形成をみるようになった。この間、貴族のみ参加するローマ社会の「名誉あるコース」官職が平民の一部も参加する新たな官職貴族形成に向かうことになった。こうして共和制中期、前3世紀ごろに従来の「名誉あるコース」官職参入の準備職として「二十六人官職」Vigintisexviriが形成された<sup>34)</sup>。

「二十六人官職」は新たに形成された貴族、平民の元老院級の家系の子弟が、公職の最初に目指す職位として制定されたものである。「造幣三人官職」triumviri monetasは青銅、銀及び金の打造ないしは鑄造（硬貨の製造）を行う。「警吏三人官職」はローマにおいて警察活動を行い、監獄の運営や刑罰を執行した。「ローマ道路維持管理四人官職」、「ローマ市近郊道路維持管理二人官職」、「十人司法官職」は法適法性判断や人身の自由不自由身分判断などの法的判断を行う。「四人法務官」はカンパニア地方都市カプアとクマの統治のために派遣された。これら「二十六人官職」は民会で選出され、元老院への登竜門となったが、前13年には任期終了後直接元老院議員に選出されるようになった。これまでは、平均10年長い場合には20年以上経てから元老院への出席が許される者もいた<sup>35)</sup>。

これら官職は財務官、按察官、法務官の準備官職であり、系譜研究によって形成されつつある貴族、平民の混合した支配層の出自が明らかにされ、各家系の成員が何歳で「二十六人官職」に就任し、次に何歳で財務官となり、按察官を経て執政官に登り詰めたか、この間何年を要したか。

32) ピーター・スタイン著屋敷二郎監訳関良徳・藤本幸二訳『ローマ法とヨーロッパ』ミネルヴァ書房 2003年 10頁以下参照。

33) 国立ボーデ博物館貨幣室デジタルカタログBM-007・11 Aes Grave ca. 225-217 v. Chr.

表面：I [アスの額面表示] 顎鬚を生やした双頭のイアヌスの横顔

裏面：I [アスの額面表示] 船の舳 (prora) 右向き

素材：青銅 重さ：277.13g Diameter：69mm

34) Alexa Küter, ZWISCHEN REPUBLIK UND KAISERZEIT Die Münzmeisterprägung unter Augustus, Berlin 2014, S. 5.

35) Ibid., S. 17f.; 飯坂晃司『ローマ帝国の統治構造 皇帝権力とイタリア都市』北海道大学出版会 2014年 17頁以下参照。

それぞれの職の平均年齢等が詳細に研究されている。「造幣官職」はアウグストゥスの治世においては兵役終了後、二十歳から二十五歳でこの職に選出され、任期終了後、数年を経て財務官に就任し、その後按察官、執政官には35歳前後に到達し、任期終了後元老院議員となった。「造幣官職」経験者の30%が執政官についており、この職が新たに形成された支配層の昇進に必要な重要ポストであり、前13年に「造幣官職」への参入を許された騎士層出身者はこの職には全く見られないことからそのことが理解できる<sup>36)</sup>。

この「造幣官職」が最初に貨幣に刻印されたのは前65年執政官アキリウス刻印デナリウス貨においてである。この造幣官職はカピトール山ユノ・モネタ神殿の敷地内に置かれ、ここで貨幣が製造されたとみられている。この造幣所はサトゥルン神殿地下の国庫にトンネルでつながっていたと推測されており、この地下道は素材金属及び硬貨ばかりではなく貨幣金型をも盗難や偽造から守るために設置されたと理解されている<sup>37)</sup>。

「三人造幣官職」は財務官の下僚として、彼の指揮のもと貨幣を製造したと考えられている。財務官の活動については、研究が進んでおらず推測の域を出ないが、貨幣製造に必要な基本的活動を行ったと考えられている。かれは、素材金属を調達する指揮を執り、青銅の場合には南スペイン、サルデーニャ島、ごく一部中部イタリアから集めたであろう。さらに、製造量、必要な貨幣の額面額を決定した。国庫から造幣所への金属の移送の監視と製造された貨幣の適切な量を国庫に返還させることを厳格に監視保証する権限が与えられていた。多分、貨幣製造所外に設置されていた切片硬貨製造用の地金竿の溶解所 *Flatura* も監視していた。溶解所では素材合金を小さな地金竿に铸造し、続いて特定の大きさの切片硬貨に切断する。「三人造幣官職」は造幣所のすべての工程をスムーズに進行させる直接の責任があった。彫金師による貨幣金型への貨幣図像の正確な彫金の検査、各製造工程の組織化、管理、完成品の検査を行った。「三人造幣官職」はその署名によって再検査させることができた<sup>38)</sup>。

ローマ人はイタリーキーの中で最も強力な軍事力を備え、元老院中心の政治から元老院と民会、とりわけ平民会の参加する統治システムへ移行し、有能な執政官による軍事指揮と法務官による外国人も公正に取り扱うローマ法による法治体制を整え、財務官による市民権所有者による豊かな市民生活を実現していくことになる。ローマは前281年南イタリアの地中海交易の最も重要なギリシャ植民都市ターラント征服を目指すことになる。当時アドリア海で勇名を馳せたアナトリア南部の海洋国家エフェソスのピュロス王の援軍を得たターラントを征服し、地中海世界進出の拠点を獲得することになる。最終的に南イタリアのマグナ・グラキアのギリシャ植民都市を征服するための軍事力を確保するために、同盟都市ナポリに対して、地中海商業の決済貨幣であるディドラクマ銀貨の製造を依頼した。当時地中海世界で最も購買力の高い7.3g重量銀貨をローマ兵士の報酬として製造し、この貨幣によって1年任期であった兵役を最大6年にまで延長し、職業的

---

36) Ibid.

37) Ibid.

38) Ibid., S. 8.

な軍人を編成し、ギリシャ植民都市から東地中海、アフリカ制服に成功する。前3世紀末の二度にわたるカルタゴとの戦争にも勝利し、地中海の商業覇権を握り、カエサルによるガリア、ヒスパニア征服、紀元1世紀にはブリタニアまで拡大したローマ帝国が形成されることになる<sup>39)</sup>。

ローマは前3世紀中にこれまでのローマ独自の鑄造青銅貨による貨幣システムから西アジア文明に始まる国家統治の価値尺度＝計算貨幣を金属硬貨に化体したカルタ（表券）貨幣による貨幣システムに移行していくことになる。ローマ人は269年ローマでデナリウス銀貨を始めて製造することになる。この硬貨にはその年の執政官の名前が刻印されており、さらにこの年の按察官がこの貨幣で貸付を行ったという記録も知られている。この硬貨は女神ヴィクトリアが4頭立ての戦闘用馬車に乗っている図像に因んでクワドゥリガートゥスと呼ばれるが、このような貨幣の製造以降、貨幣製造量が急激に増大していった。こうしてローマ市民はデナリウス銀貨の購買力に支えられて生活をおくる日常生活に慣れ親しんでいくことになる<sup>40)</sup>。

第二次ポエニ戦争時に大量のデナリウス銀貨が製造され、兵士の報酬や軍団の兵站維持さらには按察官による円形闘技場の剣闘士の催しや、市民挙げての饗宴、さらにはローマ都市貧民の扶養に費消され、按察官の監督する「いちば」の支払手段として使用された。こうして、様々な形で市民、外国人から租税、関税を徴収し、それを各身分相応の生活に必要な購買力の額面をデナリウス銀貨として支給されることによって、ローマ市民権所有者が扶養されるイタリア半島400万人の財政国家が出現した。

このデナリウス銀貨はこれまで発行されてきたディドラクマ銀貨に代わって地中海商業の決済貨幣となった。デナリウス貨はローマポンド重量の72分の1に当たる4.5g重量であり、従来の青銅貨の10アスに当たった。さらにデナリウスは下位区分され、クイナリウス・ヌムス *quinarius nummus*, 1/2 デナリウス貨(5アス), Vの額面表示がなされた。セルテウティウス (*semis tertius* 第三番目が二分の一), つまり2 1/2アスに当たり, II S (2 + S [semi半分]) と略記された。クルーゲはこのデナリウス銀貨製造のために先の「二十六人官職」に属する「三人造幣官職」が設置され、彼らは最初任期執政官の名前とともに III VIRI AAFF という設置された「三人造幣官職」の略記号のみを刻印し始めたときとみなしている<sup>41)</sup>。彼等は財務官の下僚として、財務官が調達した金属素材によって彼の指定した一定の品位で一定の額面価値銀貨を一定枚数自ら決定した図像や貨幣の形状を施し製造した。彼らは与えられた金属素材によって生産費の数倍の購買力を有する硬貨を製造しなければならなかった。打造技術を使う造幣所を経営する知識と能力を有する者は、東地中海地域の有力都市貴族家系に属する西アジアに始まる打造計数硬貨製造技術を有し、職人たちを一つの工房に集めて貨幣を製造する知識を有する者だけである。以上のことから、ローマにおける造幣に関する官職貴族はローマ人やイタリア人の貴族家系で南イタリアのギリシャ植民都市において貨幣製造所を経営する能力を有する家系と何らかの関係を持ち、打造技術によ

39) KENT, OVERBECK, STZLOW, a.a.O., S. 17ff.

40) Ibid., S. 15.

41) Kluge, a.a.O., S., 29.

て時の権力の強さと偉大さを図像で表現することによって、400万人に達したローマ共和国の生産力と地中海世界の商業覇権獲得による高い購買力をデナリウス銀貨によって実現する能力を有する元老院級家系によって形成され始めたと考えられる<sup>42)</sup>。

ローマはこの間市民軍の徴兵延長による市民の没落、市民軍弱体化に直面し大量に発生した無産市民の職業軍人化と命令権と政務官職の分離から、軍司令官による市民軍の私兵化を経てアウグストゥスによって職業兵制による常備軍制が実現された。こうしてはロムルス以来の至上権と誓約による護民官の全市民の守護という二重の権限を有する元首・皇帝支配体制が確立していくことになる。この間、アウグストゥスは行政改革を断行し、法務官や財務官を削減し、元首直属の官職を多数導入し、権力の集中を図った。その一環として財務官支配下の国庫の管理を独立した国庫長官による国家金庫の管理に移行させ、貴金属や貨幣を保管管理する部門に独立した権限を与え、造幣業務を行わせる改革を行った。その結果、これまで広く「名誉コース」の準備官職として「二十六人官職」の定員を法務官、財務官数の削減にしたがって両官職に関わる六官職を廃止した。他方で市民の「名誉コース」から外れた属州に対する命令権を代行する直属法務官を任命し、ローマ国家の専主政支配の基礎を固めていった<sup>43)</sup>。

アウグストゥスから始まるこの専主政支配の基盤は至上権と護民官職の市民保護権である。こうして元首制から帝政へとローマは高度な官僚制と職業市民軍制による専主政的性格と市民保護権による社会国家の性格を備えた財政国家として発展していくことになる。皇帝直属の国庫長官はローマ国家全域から集められた租税や関税、貢納ばかりではなく国家によって委託された交易からの収入などあらゆる収入が国家金庫に集中保管され、ローマ財政国家の維持に必要な貨幣が、国庫長官によって「三人造幣官職」を指揮して製造発行されることになった<sup>44)</sup>。

アウグストゥスは40年の治世の間にその後の250年間を規定する貨幣改革を行った。西ユーラシア史において初めて金、銀、銅貨を特定の関係によって体系的に関係づけて大量に発行したことが基本的特徴である。これは財政国家ローマの各部門内部資金の流れを全体の資金の流れに調和させるために是非とも必要な措置であったと考えられる。具体的には以下の改革が行われた<sup>45)</sup>。

- 1 アウレウス Aureus (金) = 25 デナリウス (銀)      1 デナリウス = 4 セステルツ (真鍮)
- 1 セステルツ = 2 ドゥポニディエン Dupondien (青銅, 後に真鍮)
- 1 ドゥポニディウス = 2 アス (銅)      1 アス = 2 セミス (銅/青銅)
- 1 セミス = 2 クワドウラトゥス (銅)

つまり 1 アウレウス Aureus = 25 デナリウス = 100 セステルツ  
= 200 ドゥポニディエン = 400 アス = 800 セミス = 1600 クワドウラトゥス。

42) Küter, a.a.O., S. 327ff.

43) Ibid., S. 17.

44) 明石茂生「古代帝国における国家と市場の制度的補完性について (1): ローマ帝国」22頁。

45) Kluge, a.a.O., S. 30f.; KENT, OVERBECK, STZLOW, a.a.O., S. 23f.

特に注目されるのは、この改革によってガリア、ヒスパニアを始め西ローマ地域では属州貨幣、地域貨幣の製造はほとんど行われなくなった事実が注目される。ガリアなどではケルト時代からローマに倣って貨幣を製造していたが、この改革をきっかけに帝政初期にはほとんど独自の貨幣は製造されなくなる。ヌミスマティクス研究によると3世紀までほとんど見られなくなり、その後は蛮族の侵入による輸送の危険の増大やローマへの資金流入の減少によって属州や地方での貨幣製造が本格的に開始されことになる<sup>46)</sup>。

ローマ貨幣史で注目されるのは270年に西ユーラシアで初めて貨幣製造に関し反乱が発生し、ローマの貨幣製造所が一時閉鎖され、貨幣製造の中心が北部のパヴィアに移転したことである。皇帝アウレリウスの国庫長官フェリッシムスは先に述べたように帝国造幣所長官職を兼務していたが、彼は貨幣製造所の「三人造幣官職」を唆して硬貨偽造を行ったが、露見したためカエリウス山で蜂起し、皇帝軍は7000人が殺害されたという記録が伝えられている。最近の研究ではこれは誇張であり、フェリッシムスは何らかの不正が露見し、アウレリウスが強硬に元老院議員も含めて召喚し査問しようとしたため、彼らはやむを得ず反乱を起こしたと考えられている<sup>47)</sup>。

フェリッシムスが皇帝になろうと意図していた証拠はなく、彼の名前を刻印した硬貨は残存していない。確かに、274年の貨幣改革以前の短期間、ローマ帝国貨幣製造所は活動を停止しており、恐らく反乱の結果であると考えられる。また、アウレリウス統治の開始期には硬貨の品位がかなり低かったことが知られており、これは「三人貨幣官職」が硬貨の品位を落として製造したいたことを裏付けるものと考えられている<sup>48)</sup>。

国庫長官は「三人造幣官職」に関係したかなり広範な元老院級官職貴族と気脈を通じて貨幣偽造を行い巨額の利益を得ていた可能性がある。このように、前3世紀以来、南イタリアのギリシャ植民地の貨幣製造に関わる都市貴族を始めローマ人、イタリア人貴族、有力者の「三人造幣官職」への参入と貨幣製造人の養成、両替、金融技術の発展と関係者の「三人造幣官職」との密接な関係の成立はローマ帝国における一つの重要な政治勢力の登場を示すものと思われ、これはローマ帝国のヨーロッパ商業帝国の性格を表現する現象であると言えよう。

帝政後期における重要な改革はコンスタンティヌス1世によってなされた。4世紀初め高額金貨ソリドゥス、中位銀貨シリクア、そして銅貨ケンテニオナーリスの導入によってローマ国家財政はようやく安定し、特にソリドゥスは西ローマ帝国において1世紀にわたって安定的に流通し、帝政後期における通貨システムの基盤をなした<sup>49)</sup>。

46) Kluge, a.a.O., S. 31.; KENT, OVERBECK, STZLOW, a.a.O., S. 38f.

47) Aurelius Victor, De Caesaribus 35,6 in: Thomas M. Banchich, Englische Übersetzung der anonymen Epitome de Caesaribus. これはドイツ語 Wikipedia の Aurelius Victor の項に添付されているウェブサイトである。ラテン語原典テキストと英訳が付されている。

48) ドイツ語・英語 Wikipedia の Fellissimus の項に詳しい経緯が記されている。

49) Kluge, a.a.O., S. 33; KENT, OVERBECK, STZLOW, a.a.O., S. 59ff.

### 3 ローマ帝政末期の属州ガリア・ヒスパニアの貨幣システム

ローマが征服する以前の西ヨーロッパにはインド・ヨーロッパ語族ケルト語系民族が広く定住していた。彼らは中央アジアの草原から馬と馬車と多神教の部族集団としてガリアやヒスパニアに定住していった。ラ・テーヌ期青銅器文化からハルシュタット期鉄器文化を経て、オッピドゥム oppidum 城塞を中心に有力者による貴族支配の社会を形成して、ギリシャ・ローマ文明と接触融合していくことになる。ガリア戦記には彼らの勇猛さと雄鶏を崇拜し、輪廻転生を信じ、人命を軽視する信仰から野蛮な民族として描かれている。近年ケルト人やケルト文化の研究も進んでおり、その社会構造や文化についてのより正確な知識によって貨幣システムの研究を進めるべきであるが、ここではさしあたりヌミスマティクス研究の成果を確認した上で、ローマ属州の貨幣システムを再構成し、初期中世部族王国の貨幣システム研究の出発点とする<sup>50)</sup>。

ケルト人はゲルマン人とともにギリシャ、ローマ時代から続く特殊な貨幣史を展開してきた。ケルト人はそれぞれ定住した地域ごとにガリア・ケルト人、ブリテン・ケルト人、南中央ヨーロッパ・ケルト人そしてバルカン・ケルト人と下位区分されるが、ヌミスマティクス研究では地中海文明の影響に応じてイベロ・ケルト硬貨、西ケルト硬貨、ライン・ケルト硬貨、そしてドナウ・ケルト硬貨という区分がなされている。これらはギリシャやローマ硬貨の影響の度合いに応じて、素材金属（金や銀）そして図像は影響を受けた原硬貨とは全く異なる形状、そして言語形態を生み出していった。個々の文様や抽象的モチーフを一つの図像として構成された表現に打刻しており、容易に理解が可能であるが、それを描写することが非常に困難な硬貨がそれぞれの地域ごとに製造された。これらの硬貨の分類は発掘物のみによって地域ごとに時代を追っておおよそなされているが、いまだ十分なものではない。ケルト硬貨製造は前150年頃から開始され、カエサルそしてアウグストゥスの治世にはほぼ終了した<sup>51)</sup>。

最も有名な事例として、中央南ヨーロッパの「虹の滴」Regenbogenschüsselchenが知られている。これはマケドニア王フィリップ2世とアレキサンダー大王の発行したスタテル金貨を模したものであり、重量8gまでのものであるが、原形は全く理解できないほど形状が変化している。この名称は、ケルト伝説の幸運の虹の金貨から来ており、ケルト人の信仰形態の一端がうかがわれる。それぞれの地域で西ケルト硬貨やイベロ・ケルト硬貨にも特有の金貨が知られているが、西ケルト硬貨圏では、金貨・銀貨・真鍮貨Poinの三貨システムが知られており、これは前1世紀ころまで広まっていた城塞支配のケルト社会の一つの貨幣システムを示していると考えられている。その後、カエサル、アウグストゥスによる貨幣改革によってこれら属州の貨幣はほとんど見られなくなり、ローマの貨幣システムへ統合されていったと考えられる<sup>52)</sup>。

50) T. G. E. Powell, THE CELTS, London 1958.

51) Kluge, a.a.O., S. 27; Heinz Cüppers (hrsg.), Die Römer in Rheinlandpfalz, Stuttgart 1990; Römische-Germanisches Zentralmuseum Forschungsinstitut für Vor-und Frühgeschichte, Gallien in der Spätantike, Mainz 1980.

52) Kluge, a.a.O., S. 28.

前13年ヒスパニア・ガリアの平定によって「ローマの平和」が確立し、属州支配の体制が整っていった。元首・皇帝代理法務官が総督として属州を支配し、駐屯する軍団の維持とローマ市民の扶養、さらには租税徴収を都市参事会に委託し、元首・皇帝代理の総督指揮下の数少ない官僚層による統治が行われた。こうして、ケルト以来地域支配を担ってきた都市有力者層の協力のもとで属州支配体制を組織化していった。元首・皇帝直属の属州金庫管理官 *fisucus procrator* を任命し、租税徴収業務と軍団への資金・資材調達を一義的に指揮命令し、属州の諸都市の有力者に市民権を与えて参事会を組織し、地域支配を担わせ都市参事会に必要な費用と資材調達の末端業務を担わせた。この間、ローマやイタリア全土から多数の貴族や平民出身者が属州に移住し、商業活動によって利害関係を持ち、属州の大土地所有経営や手工業経営さらには都市行政にも参加するようになり、ケルト期以来の有力者とローマ国家の貴族層を中心とする有力者が都市参事会を形成し、属州の経済活動を担い都市貴族層を形成していった。彼らは金庫長官の指揮のもと地域の租税を徴収し、金庫からの資金に加えて都市金庫の資金で駐屯軍団の費用と資材を提供する義務を負った<sup>53)</sup>。

ローマ国家財政は帝政当初は軍司令官たる執政官の金庫を元首・皇帝が引き継ぎ、カエサル、とりわけアウグストゥスが元老院管理の国庫をも傘下に収め、財務官管轄の「三人造幣官職」を元首金庫管轄に移管し元首・皇帝金庫と元老院管轄であった国庫を一括して金庫長官に管理させ、彼の指揮のもと「三人造幣官」に貨幣を製造発行させたと考えられる。こうして帝政期の属州はローマ軍団30万、さらに帝政中期には45万の軍団とローマ市民の扶養を担う存在として、皇帝直属の総督、さらには金庫管理官が都市参事会に対してこれらの費用を直接負担することを求めた。このように、帝国属州はローマ支配におけるそれぞれの位置によって負担が決められ、都市参事会がそれぞれの時期に必要な属州費用を負担させられたと考えられる。元首・皇帝の地位の正当性は軍団の支持、元老院貴族と誓約によって民会に結集する平民の承認を必要とした。こうして、ローマ化が最も進んだヒスパニアでは、多くのローマ貴族や有力市民による投資が進み、鉱山開発や大土地所有経営が広範囲見られ、商業が活発化していった。続いて、ガリア南部アキタニアでもローマ化が進み、とりわけイルド・フランスとその周辺のノイストリアでは、セウエルス帝以降蛮族の侵入とともにゲルマン人傭兵の採用やデオクレティアヌス帝以降の同盟部族制度の導入によって国境防衛に必要な軍団が40万から60万にも達し、軍団の扶養に必要な物資を大量に供給することが各地の都市参事会に迫られることになった<sup>54)</sup>。

元首制開始期には財務官管轄化の国庫に収められた貴金属や貨幣と執政官の軍司令官としての活動を保証する金庫の貴金属及び貨幣の両者を金庫長官が管理し、財務官と協議の上必要な貨幣を製造流通させたと考えられる。ローマやイタリアについては元首・皇帝金庫長官が資金の流れを管理し、属州については属州金庫管理官がそれぞれの地域の資金の流れを管理し、元首・皇帝

53) 明石茂生「古代帝国における国家と市場の制度的補完性について (1): ローマ帝国」31頁。

54) M. ロストフツェフ著坂口明訳『ローマ帝国社会経済史 上』東洋経済新報社2001年属州ヒスパニアについては306頁以下、ガリアンについては318頁以下、ゲルマニアについては321頁以下参照。

金庫に製造を依頼して必要な貨幣を得ていたと考えられる。それぞれの属州では属州の社会経済構造によって必要とする硬貨種が決まり、それぞれの属州に特有の硬貨流通が見られ、イタリアはもちろん属州の個々の地域に特有の貨幣流通圏が形成されていった。ヌミスマティクス研究はそのような貨幣流通圏を帝政後期には14ほど検出している<sup>55)</sup>。

帝政前期の貨幣システムはデナリウス銀貨がローマ帝国の基準貨幣であり、軍団兵士の給与からその必要物資供給（アノンナ）の計算単位であり、行政官の給与や法務・財務官行政の貨幣単位であり、さらに帝国統治の基盤たるローマ法の計算単位でもあった。さらに、ローマの軍事力によって達成された帝国の平和のもと行われる交易の決済通貨もデナリウス銀貨であった。アウグストゥスによってなされた貨幣統合によって西ローマ地域では最初は、スペインでデナリウス銀貨が製造され使用されたが、その後ルグドヌム（リヨン）の製造所で大量の銀貨が製造され、加えて補助通貨アス貨も製造された<sup>56)</sup>。

軍団兵士にルグドヌムで製造されたデナリウス銀貨とアス青銅貨が支給され、西部属州の都市参事会はデナリウス銀貨で都市行政を行い、都市内の日常生活はアス青銅貨で行われた。都市ローマやイタリアの都市では、帝国から生活に必要な穀物に値するデナリウス貨を支給され、それをセステルティウス黄銅貨に両替して最低限の生活を送る人々も現れた<sup>57)</sup>。

帝政前期の属州は帝国の統一的な基準通貨であるデナリウス貨によって統治されていたと考えられる。このことは、帝国財政がデナリウス銀貨で計算されており、デナリウス銀貨の価値は財政によって決定したことを意味している。これまで西ユーラシア貨幣の成立史で見てきたよう、ローマでも財政の必要から硬貨が発行され、財政の計算単位＝計算貨幣を硬貨として発行したものとえよう。このような財政上の計算貨幣が、軍団の扶養から帝政の拡大とともに3万人規模に膨らんだ官僚の給与、ロー市民権保持者の扶養まで拡大されていった。さらにはイタリア半島の都市市政から属州の都市市政を賄う貨幣として使用され、文字通りローマ帝国財政の計算貨幣が元首・皇帝金庫長官の命令により造幣官によってデナリウス貨として製造発行された。最終的に財政を賄う計算貨幣が硬貨の形態をとって交易の決済貨幣に使われるようになる。このような財政国家において域外、域内商業を市場と見た場合、それはあくまでも補完的な市場であり、財政状況が貨幣価値を決定し、価格を規定することになる。したがって資本主義市場経済におけるような自立した市場参加者の自由な行動による需給関係によって価格が決定したとは考えられない。市場参加者は帝国や都市の関係者であるか、財政に関係した取引によって利潤を目指す人々であり、中世後期における特権的流通と共通する価格の性格を考えるべきであろう<sup>58)</sup>。

55) 明石 同上論文 42頁。

56) Michael I. Rostotzeff, *Rome*, Oxford 1928, S. 251.

57) M. ロストフツェフ著坂口明訳 前掲書 262頁以下。

58) 理論経済学者の立場から古代社会の市場経済の性格を詳細に検討した明石氏は、われわれの知る、需要と供給によって価格が決定する市場メカニズムが働く「市場経済」が帝政前期に形成された主張する。帝国財政を補完的する「市場経済」が近代につながる「市場経済」であったか否か、を明らかにすることが貨幣の本質を理解するためにも不可欠である。貨幣の本質を社会の規律化のための計算単位と

帝政前期には資金の流れは属州からローマへと集中したために、多くの資金がローマの金庫に流入していったが、その多くは元老院級の貴族による属州への投資や帝国流通で収益を上げた大商人やローマの主要産業を担った製造業者などが大量に属州に投資していった。その結果、2世紀以降属州に強力な競争産業が成長し、ローマやイタリアで必要とするものをより安価に生産することが可能になり、帝国の経済の中心がローマやイタリア半島から属州、とりわけガリアやヒスパニアに移動していくこととなった。その結果、資金の流れは逆転し、ローマ、イタリアから属州の方向に転じ、属州金庫に大量の資金が滞留するようになった。こうして、従来の貨幣製造体制のもとではこの資金をローマの金庫に送りそこで必要な硬貨を製造する必要があった。まさにそのさなかに、3世紀に入ると蛮族や隣国（パルティア、ササン朝ペルシャ）の侵入が始まり、軍事作戦と兵士の出費がかさみ帝国の統治体制が大幅に変更するデオクレティアヌス帝（244年311年）の一連の改革がなされた。従来の属州全土に軍団を配置し、「全体防衛」から「重厚防衛」体制に変更され、軍団数の倍増により60万人にまで大幅に増員され財政負担の大幅な増大をもたらした。軍事作戦の強化と財政負担を賄うために、属州統治体制の抜本的な改革が図られた<sup>59)</sup>。

これまでは属州総督による一元的な軍民統治がなされていたが、軍事と民政を分離し、軍事については一元的な軍司令官制を敷き、民政については専門の官僚団を組織していった。行政・租税機構ならびに通貨体制を統一し、軍事部門の資金・物資調達を効率的に行う体制を整えていった。属州はその数が倍増されその上に上位区分として管区制（*diocese*）を敷き、12の管区（ブリタニア、ガリア、ウィエネンシス、ヒスパニア、アフリカ、イタリア、パンノニア、モエシア、トラキア、アジア、ポントス、オリエント）が設置された。こうして帝国を四分割しそれぞれの地域を道管区とし、これら道管区を皇帝 *Augustus* と副帝 *Caesar* が統治する四分治制（テトラキア）が施行された。それぞれの皇帝・副帝には近衛長官 *praefectus praetorio* を配置し、同管区管轄下の管区には代官（ヴィカリウス）を任命し、さらに属州には属州長官 *præsides* を配し、行政司法、徴税業務を担当させた。税制については租税負担を一元化し、人間と資産を共通の基準で評価し税負担を課すカピタチオ・ユガティオ制を施行した。つまり、改革はこれまでのイタリア人の財政国家からローマ帝国の財政国家化が目指された<sup>60)</sup>。

コンスタンティヌス大帝（306年—337年）の治世になってさらなる改革が進められた。軍制改革では軍団制が解体され500から1000人の部隊に再編成され、大きく国境警備隊 *limitanei* と皇帝随行隊 *comitenses* に二分され、国境警備隊は国境地帯に配備され、地区ごとにデュクス (*dux*) の指揮下に入った。国境随行隊は国境近くの都市に配置され、 Comes *comes* や大部隊の場合には軍司令官が指揮をした。これらの軍隊は方面軍に編成され、各方面軍は軍司令官が指揮する体制をとった。皇帝宮殿には官房長官 *magister officium* を頂点とする官僚組織が整備され西帝国全体の官僚組織を統括していた。他に請願の伝達、訴訟の裁決を行う宮廷法務長官 *quaestor sacri*

理解するか、共同体間の交換関係から成立したとみるべきであるかは、いまだ未解決の問題である。今後より一層の実証研究の進展が求められている。

59) 明石 同上論文 48頁以下参照。

60) 同上論文 29頁以下参照。

palatiiが活動していた。さらに、国家財産や特定財産の管理を担当する財政長官comes sacrarum largitorumと皇帝財産管理長官comes rerum privatarumが国家財政と皇帝財産の管理を行った。前者は貨幣による税収、鉱山管理、貨幣発行及び国家支出等の管理を行い、後者は皇帝財産の管理の任務を担っていた<sup>61)</sup>。

ローマ支配以前からガリアでは地理的条件に合わせて城塞が築かれ住民の避難ブルクから支配の拠点としての位置づけへの変化が生じ、そこにローマ支配が及び、軍団配置やローマやイタリアとの関係を通じて道路網の整備とともに、各地域に一つのまとまりある地域経済圏の成立を見ることになった。かつての城塞付近や、交通の要衝、流通の拠点に都市が成立しローマ支配の末端の任務を担うようになる。さらにこの経験に合わせて関税徴収管区が設置され、改革直前にはこれら経済圏に特有の貨幣流通が見られるようになり、これまでの、ローマやパドヴァによる一元的貨幣発行から西帝国の皇帝の指揮の下、トゥリア在任副帝が近衛長官を通じて財政長官管轄下の金庫の貴金属や硬貨によって当時形成されつつあった元老院級貴族家系の造幣官virii moneta (magister moneta)の業務として硬貨製造を行わせた。ちょうどローマやパヴィアで硬貨製造に携わった造幣官家系に類似した官職貴族家系を形成していったと考えられる。おそらく、その中心となったのは改革の直前紀元270年皇帝アウレリウス治下金庫長官フェリッシムスの反乱に参加した元老院級「三人造幣官職」家系に連なる人々であったであろう<sup>62)</sup>。

先に述べたように3世紀に入ってローマ支配以前からの地域的まとまりは各属州に固有の地域経済圏を生み出し、これまでのローマ、イタリアから物資を輸入するのではなく、自らの特産物をローマやイタリアの都市に輸出する経済構造が徐々に定着し、資金がこれまでの属州からローマ、イタリアへの流れから、逆転しローマ、イタリアから属州への流れをとるようになり、さらに固有の貨幣流通を実現しデナリウス貨の地域経済圏への滞留と特有の補助貨幣として青銅貨や黄銅貨の流通が見られるようになった。こうして、ローマの皇帝金庫には貨幣製造に必要な資金が不足し、皇帝の命令による品位で必要量の銀貨を製造することが不可能となり、貶質硬貨を製造発行し大幅な利益を上げたと考えられる。反乱の直前数十年にわたって硬貨の減価が見られ、この間明らかに緩やかなインフレーションが帝国全土で生じていたことが知られている。数百年にわたって貨幣製造に携わっていた元老院級「三人造幣官職」家系、このころには40から50家系が知られるようになっていたが、そのうちの反乱を主導した家系は厳しく処断され追放されたと考えられ、周辺の反乱にかかわらなかつた家系の多くがパヴィアの帝国造幣所へ移動したと考えられる。追放された「造幣官職」家系は各地の属州の主要都市に移住し、優れた技術を有する冶金師や彫金師を抱える都市の有力者として参事会への参加を実現していったとみられる。

コンスタンティヌス大帝以来、西ローマ帝国は二人の副帝が統治し、バルカン半島・イタリア・北アフリカの東地区と西地区に分割され、西地区はモロッコからイングランドに至る属州を管轄し、トゥリア宮廷在ガリア宮内長官Praefectus praetorio Galliarumがガリア大管区として統治し、

61) 同上論文 31頁。

62) Römische-Germanisches Zentralmuseum Forschungsinstitut für Vor-und Frühgeschichte, a.a.O., S. 211ff.

この大管区はいくつかの管区に下位区分された。北ガリアは区内長官が直接統治し、アフリカ管区（モロッコ）・スペイン（コルドバ）・セプテム管区（南ガリア5州管区：沿海アルプス・ヴィエンヌ・ナルボンヌ・ノヴェンポプラーナとアキタニア；代官所在地ヴィエンヌ Vienne）、ブリテン管区（ロンドン）に管区代官 *vicarii* を置き、ローマ帝国官職要覧 *Notitia Dignitatum* にみられる多数の官職保持者によって帝国統治が行われた。この要覧は400年頃作成され、軍政を中心にした官職の一覧表である<sup>63)</sup>。

この一覧表は元老院級官職を頂点に軍事指揮権を有する大公や伯官職さらには民生の官職も網羅しており、時代が下るとともに必要に応じて増設された。このような帝国官僚統治の拡大と同時に、従来のケルト人の人民集会とローマ人の民会を融合した新たな民衆会議を各地で組織し、広くケルト系住民とローマ系住民の融合を図っていった。こうして出身部族を超えて全自由人にローマ市民権が付与され、ガリア人ローマ人が一体となって新たな人民とその文化が形成され始めた。とりわけ都市ではガリア系貴族層にローマ系の貴族が加わり、新たな都市貴族参事会級家系が形成されていった。この参事会は帝国の属州支配機構の末端の業務を担い、徴税から軍団への物資や資金の供給、後には分権的統治体制が進展した。5世紀に至って、軍事力の編成に対応した地域支配体制を構築するとともに、その支配の拠点都市に管区金庫が設置され、管区代官の指揮下に金庫管理官の委託のもと参事会級家系が貨幣製造を請け負う「造幣役」身分が形成されていったと考えられる。ガリア系、とりわけローマの共和政以来継承されてきた冶金師や彫金師集団を統括する「造幣官職」家系の末裔も多くみられたと考えられる。こうして、ヒスパニア（バルセロナ）、アキタニア（アルル）、ノイストリア（ソワッソン）、アウストラシア（ランス）、ルグドネンシス（ルグドヌム [リヨン]）、ゲルマニア（マインツ、ケルン）の中心都市にヴィカリウスや軍司令官を配置し、「重厚防備」を固め軍団を維持するための統治体制を整え、行政官庁が設けられると同時に金庫が設置され、そこに蓄積された貴金属や硬貨によって貨幣を製造し、それによって軍団の維持と強固な統治体制に必要な経費を賄った<sup>64)</sup>。

2世紀までの中央集権的な統治体制と貨幣システムは3世紀に入って機能しなくなり、皇帝金庫に集積された貴金属や貨幣では不十分であったにもかかわらず貶質貨幣を製造し続け、集権的貨幣製造は「造幣官職」家系の収益源となっていた可能性がある。元老院級の有力家系の長年にわたる不正な蓄財は皇帝側近の歴代金庫長官をもまきこみ巨大な利権集団を形成していったと見られる。反乱が皇帝側の苦戦を強いている状況を考慮すればもっと大きな帝国内の対立があった可能性も考えられるが、今のところそれを示す史料はない。いずれにしても、国境を固め「重厚防備」を実現するためにはよりコンパクトな地域経済による軍団への資材や資金の供給体制をとり、自立した貨幣システムによって安定的な流通システムを確立する必要があった。

3世紀に入ってより自立化を強めつつあった地域経済圏はそれぞれの中心都市に元老院級貴族、ガリア系貴族を集住させ彼らを参事会の結成に導くこととなった。新たに成立した参事会級

63) *Ibid.*, S. 33ff.

64) *Ibid.*, S. 37f.

貴族はその政治力と資金力によって地域支配を固め、西アジアから広まったキリスト教信仰を布教する宣教師を司教として迎え、都市統治の正当性を高める手段としてキリスト教を利用していったとみられている。こうして、古代末期までにはライン河の西、ドナウ河の南の司教座はほぼ組織化され、この地域の中世の司教都市 *Civitas* 網はすでに古代末期には完成していたことを考古学研究は証明している。彼らは3世紀以降「重厚防御」による地域支配秩序を担う「官職要覧」に列挙された元老院級の貴族と都市参事会や司教座聖堂参事会に結集するガリア系ローマ系貴族を「新たな官職貴族階層」と呼び、帝政前期までの属州支配からの転換を強調している<sup>65)</sup>。

「新たな官職貴族層」による「重厚防備」は、皇帝特許によるゲルマン人同盟部族の国境地帯への定住の動きをも招くことになった。すでに1世紀からローマではゲルマン人傭兵が活躍していたが、さらに部族集団がローマ軍に敗北することによって4世紀初めからローマ領に定住させられ、軍役を課されたラエティ *laeti* と呼ばれるゲルマン人もいた。このような集団にはペルシャ系のサルマテアイ人もおり、早くからガリア人ばかりではなくその他の部族とも混交が進んでいた。とりわけ同盟部族はゲルマン人の中で広くみられ、彼らは部族集団として帝国法に基づいて帝国内に定住を認められ、後には分国を建てた者もいた。彼らは従士制による人的紐帯を基盤に各地に定住し、従士長の首長への昇格、最終的には部族王へと登り詰め、血統貴族指揮下の多数の自由民を戦力として国境防衛を担うようになる。5世紀に入って軍事情勢の緊迫化とともに国境地帯を中心にゲルマン人同盟部族は「重厚防御」体制を補完する存在として重要性を増していく。彼らの上層は首長を中心に移動を繰り返してきたが、ローマとの対決、接触融合の中で王権伸長を見、さらに上層は自らを当時ガリアにおいて地域で豪華な生活を送る新貴族層と同化し、他の一般自由人と隔絶した存在であるという意識を強く持つようになる。こうして、ガリアにおいてはガロ・ローマ人ばかりではなくゲルマン人の中に新たな貴族層が成立しつつあることを、5世紀のゲルマン人有力者の墳墓の副葬品から窺うことができる<sup>66)</sup>。

ローヌ川上流域にブルグンド族がリヨン中心に定住し、南西ドイツにはアレマン人が定住、ロワール川下流域に一時ザクセン人が侵攻、占拠した。イタリア北部への定住を経て西へ進みアッチラ侵攻の際にはローマ軍の最も強力な同盟部族として戦った西ゴート族は皇帝勅書によってアキタニア定住を許された。最初はアルルを中心に定住していたが、オドアケルがローマ皇帝に即位する機会をとらえて南ガリア全土を占拠し476年エウリックは王国建国を宣言した<sup>67)</sup>。

### III 西ヨーロッパ中世初期貨幣システム

#### 1 ヒスパニアにおける貨幣システム

一般に中世は500—1500年の1000年とみなされるが、クルーゲによると最初の250年、500—

65) *Ibid.*, S. 361f.

66) *Ibid.*, S. 217.

67) *Ibid.*, S. 372f.

750年は貨幣史的には急激に収縮した時期であり、われわれが対象とする地域では古代末期の状況がその基本的特徴が継続したと考えられる。それに続く500年、750—1250/1300年にはカール大帝治下に唯一の貨幣価値、デナリウス（プエニヒ）*denarius*（*pfennig*）を基本とする新たな銀貨システムが成立した<sup>68)</sup>。

貨幣学的には古代末期から中世初期の移行を示すものがローマ帝国領土に建国された部族王国において製造された模造皇帝貨幣である。これらの貨幣は帝国末期やビザンツ帝国貨幣、ソリドゥス貨やトゥリエンス貨を模倣して製造されたが、多くはいびつな形状を呈している。銀貨はまれで、銅貨は全く製造されることがなかった。この模造皇帝貨幣の製造は4世紀に始まり7世紀半ばまで続いた。これらは、ヴァンダル王国、東ゴート王国、西ゴート王国、ブルグンド王国、メロヴィング王国、さらにはランゴバルト王国で製造された<sup>69)</sup>。

最初の国家貨幣、つまり支配者の名前を刻印した硬貨は、5世紀後半にスエビー族、ヴァンダル族、そしてイタリアのオドアケルの王国や東ゴート王国、南ガリアに定住した西ゴート王国、最終的にメロヴィング王国において製造された。こうして、移動期から各地に定着するゲルマン諸部族は王権を伸長させ、早い段階からローマの「国家貨幣」を模倣し、独自の図像と発行者を刻印した縁部銘形式を確立し、小額面から高額面貨幣に順次貨幣の「国家化」を示すようになる。この現象はゲルマン人の従土制的結合に基づく部族集団から初期的な官僚制を備えた人的結合国家への移行を示すものである<sup>70)</sup>。

古代末期から中世への貨幣システムへの転換は金通貨から徐々に新たな銀通貨への転換であり、唯一のデナリウス額面貨（プエニヒ額面貨）の成立である。この過程は7世紀のフランク王国において、高額面金貨ソリドゥス貨はもはや必要としなくなり、ただ地中海界貿易においてのみ使われるようになった初期中世特有の条件によって生じたものである。最初は純金であったトゥリエンス貨は7世紀中に一貫して衰退局面に入り、その世紀の末には実際に銀貨にとってかわられてしまった。同時に、硬貨製造量は明らかに減少していった。ソリドゥス貨は舞台から退場し、デナリウス銀貨を通貨とする幣制への移行はおおよそ670/80年頃に開始され、7世紀末には完了することになった<sup>71)</sup>。

カロリン国王ピピン（751-768年）は即位した直後に、デナリウスを額面価値とする通貨を価値尺度とする貨幣システムへの転換を成し遂げた。このことによってヨーロッパはその後の500年間にわたってデナリウス銀貨を基盤とする貨幣システムをとることになった。このデナリウス貨は旧ローマ帝国金貨ソリドゥス金貨に対して12デナリウスに等置されたので、ソリドゥス貨は計算貨幣としての銀貨となった<sup>72)</sup>。

68) Bernd Kluge, Numismatik des Mittelalters Band I Handbuch und Thesaurus Nummeorum Medii Aevi, Berlin/Wien 2007, S. 57.

69) Ibid., S. 73ff.

70) Ibid., S. 75.

71) Ibid., S. 83.

72) Ibid., S. 85.

12 デナリウス銀貨に値するこの新たな計算貨幣ソリドゥスによって金と銀の価値関係は1:12に固定され、この関係は中世を通じて維持された。20 シリング (= 240 デナリウス) は1 ポンドに値し、このポンドはカールス・ポンドと呼ばれ、新たに導入された価値基準であり、古代ローマのポンドとは全く関係がなかった。カール大帝によって導入されたデナリウス銀貨はより大きな改革である度量衡改革の枠内で確立された価値尺度であり、全帝国における貨幣との価値関係を体系化したシステムの基盤を成すものであった<sup>73)</sup>。

このような中世的銀貨幣システムへの移行は実際にはどのようにしてなされたのであろうか。古代末期属州における自立的地域経済圏の形成とそれに対応する官職官僚支配体制の確立、都市参事会級造幣役による貨幣発行という管区銀貨システムはまず、各部族王国の模造金貨システムへ転換したと考えられる。ここで問われるのは各部族王国が属州のローマ法に基づく地域経済圏の公権力支配体制をそのまま受け入れたのか、新たな支配体制を構築したのかである。先行する社会体制と部族社会をいかに関係づけたかが重要である。貨幣システムは各社会の規律の表現であり、計算貨幣システムの意味を理解することによってそれぞれの社会の規律の意味を理解することが可能となる<sup>74)</sup>。

最初にローマ帝国領内に建国したのは西ゴート王国である。イタリア半島を略奪したり、領内を移動しつつ最終的にトゥールーズを中心に418年建国し、その後、イベリア半島のトレドに拠点を移し南ガリア全域を同盟部族として領有することを皇帝から許された。とりわけアッチラとのカタラヌムの戦いではローマ軍とともに同盟部族の主力として戦い、勝利に貢献した<sup>75)</sup>。

こうして西ゴート王国は同盟部族として南フランス、イベリア半島に定住し、帝国属州機構のうえに軍役を担当する西ゴート族が寄留する形をとり、ローマの規定した属州の役職、帝国属州総督や軍司令官の役職が王に対して与えられた。軍事指揮権や財務長官さらには管区金庫管理官などの官職を西ゴート王国独自の官職体制に再編成し、軍政と民政を統一し管区には大公 *dux* が任命され、軍司令官であると同時に管区長官、財務官や金庫管理官をも兼ねさせた。さらに都市伯 *comes civitatis* が任命され、地域の治安維持や都市行政を司った。軍役はわずかに1ないし2%に過ぎない10万人前後のゴート人のみが担ったが、150万人以上いたと思われるガロ・ローマ人は、元老院級貴族やかつての都市貴族の有力者などが自主的に軍役を担い、高位の官職につき王国と運命を共にした<sup>76)</sup>。

ゲルマン人とガロ・ローマ人、イベロ人との共住は、まず、前者は農村を中心に農業を生業とする戦士共同体を形成し、後者は都市に住み、司教都市共同体(キーウィータース)の先駆けをなす市民生活を営むことになった。土地所有に関しては従前のラティブンドゥムを始め、駐屯地のローマ系住民の土地は分割され、駐屯者に三分の一ないし、三分の二が割譲されることになっていた。土地の割譲は国王や有力者を中心に分配され、後の中世荘園制の基盤を与えることにな

73) Ibid., S. 86.

74) Joachim Werner, *Waage und Geld in der Werowingerzeit*, M@nchen 1954, S. 16ff.

75) Römische-Germanisches Zentralmuseum Forschungsinstitut für Vor-und Frühgeschichte, a.a.O., S. 247.

76) Ibid., S. 361f.

る。一般に、この分割の仕方は規定にはとられず、ゲルマン人とガロ・ローマ人との統合過程によって決まり様々であった。さらに社会生活はゲルマン人とガロ・ローマ人のそれぞれの社会規範を尊重し、体系的なローマ法の規範によって生活するガロ・ローマ人と、主として口伝の慣習によって生活するゲルマン人との間でさまざまな軋轢が生じ、ゲルマン人とローマ系住民の共生に困難が伴うようになっていた<sup>77)</sup>。

こうして、ローマ系のガリア、ヒスパニア住民をいかに統治するかが大きな問題となってくる。ゲルマン部族国家はゲルマン法とローマ法の支配する「二重国家」と呼ばれ、少数の異民族であるゲルマン人が支配者となって軍務を担い、大多数のローマ系住民は従来のローマの行政システムによって統治された。宗教においてもアリウス派のゲルマン人とカトリックのローマ系住民の間では常に軋轢が生じていた。主要都市に司教座を配置する司教教会制度は健在であったが西ゴート王国はアリウス派を信奉したため、長く紛糾し教会会議と王権の対立は王権がカトリックに転換する587年まで続いた<sup>78)</sup>。

ゴート系住民とローマ系住民の間で様々な軋轢が生じ、それを解決するための国王勅令が発布された。国王勅令は土地所有者の間の土地分割の方法や、貸与、購入さらには寄進に関する規定や、結婚や相続に関する多数の規定が含まれており、まず、ローマ系市民の土地所有をいかにしてゴート人官職者に移譲するか、売買や、貸与さらには寄進についても規定されており、ゴート人とガリア、ヒスパニアのローマ系の住民との融合をいかに図るかに努力している。結婚や相続は両社会の慣習が最も異なる点であり王権が率先して融合を図ろうとしていたことが窺われる<sup>79)</sup>。

続いてエウリック王のもとで475年ころ法典が編纂された。この法典はゲルマン民族で最初の立法行為であり、サリカ法典を始め、リプアリア法典その他の部族法典は、この法典を参考に制定されたと考えられている。加えて、150年後にイングランドで制定されたアングロ・サクソン部族法典もサリカ法典と類似した構成内容を含んでおり、エウリック法典はその後に編纂された部族法典のある種のテキストとなった可能性が高いと考えられている<sup>80)</sup>。

エウリック法典の第一の特徴は、西ゴート人とガロ・ローマ人のこれまでの身分的区別をはっきりと維持することを闡明にしている。ガロ・ローマ人、西ゴート人には貴族が存在し、前者の奴隷所有者をドミニ domini と呼び、後者の自由人支配者をパトロン patroni と呼ぶ。その結果、ローマ系の貴族もゲルマン系の貴族も法によって存続したと考えられる。上位に貴族を有する自由人にも二つの階層があった。ブケラリイ Bucecellarii とサイオーネース Saiones である。前者はローマ系の官職保持者で、有力者や将軍の私兵として活躍し、騎士的身分に上昇していったと考えられている<sup>81)</sup>。

77) Paul D. King, *Law and Society in the Visigothic Kingdom*, Cambridge 2006, p. 16.

78) 玉置さよ子「西ゴート統一法典とイスドルス思想」『西洋史学』158号1990年20頁。

79) 中塚次郎・関哲行・立石博高編『スペイン史 1』山川出版社 2008年 34頁。

80) Eugen Wohlhaupter (ed. und Übersetzung): *Gesetze der Westgoten*.  
In: *Germanenrechte*. Band 11. Weimar 1936.

81) 中塚次郎・関哲行・立石博高編 前掲書 42頁

サイオーネースはゴート起源の従士を指す言葉であり、彼らは首長から武器を与えられ、首長のために軍役や公的任務に就いた人々である。彼らはゲルマン民族に固有の自由人の中で判決発見人や陪審員さらには地域の役職者として登場する騎士的身分のものである。

第二の特徴はゲルマン人のすべての部族法典に共通する、タリオ原理に基づく裁判の執行と社会経済活動の計算貨幣による規定である。身分に基づく人命金、賠償金の規定、親族関係、相続、隣人関係、証人、契約や売買、貸借等に関する規定が計算貨幣によって行われている。第三の特徴は法の構成は共通しているが、計算貨幣の体系はそれぞれ異なっている点である。このことは、各部族王国がそれぞれ独自の計算貨幣体系を持っていたことを意味するものと理解される<sup>82)</sup>。

この法典は洗練されたラテン語で書かれており、ローマ法律家が重要な役割を果たしたことは確実である。ゲルマン法とローマ法のどちらがその重要性を持ったかについて議論があり、とりわけローマ法の影響が際立つ条文の解釈が論争を呼んでいる。

以上のように、エウリック法典は西ゴート人がすでに相当ローマ化が進んでいたことを示している。特に注目されるのは、この法典が後のバイエルン部族法典の編纂に際し参照されたことがその序文に書かれていることである。後に見る、メロヴィンガーのサリカ法典の序文には王がサリカ族の貴顕の中から、サリカ族の慣習に通暁する4人を選び、ローマ法を参考に法の条文を作成したと考えられるが、その際に、ゲルマン人の慣習を熟知した聖職者とローマ法学者がラテン語で記述された部族法典の編纂に大きく関わっていると考えられる<sup>83)</sup>。

信仰上の相違がゲルマン人社会とローマ系市民の社会の融合を妨げる主要因であつたかが問われてきた。確かに、カトリック聖職者や信仰に熱い一部貴顕のカトリック教徒は、政治的抵抗勢力を形成し、殉教する女性も現れたが、一般の市民や自由人レベルではあまり大きな問題は生みならず、両者の結婚禁止規定は早期に空文化し、ガロ・ローマ系支配層とゲルマン人支配層の融合が進んだ結果、部族法典編纂150年後にはイベリア半島の事情に合わせエウリック法典を基盤としローマ法を統合する形で最初の部族国家の法典西ゴート法典*Notitia dignitatum*が成立することになる<sup>84)</sup>。

このように見た場合に、エウリック法典は支配層としてのゲルマン人の基本的特性、出生身分による統治を維持するための法典であり、初期の王国では、部族法典はローマ法の上位の法として機能したと考えられる。つまり、最初はゲルマン人とローマ人の共生はゲルマン人主導で行われていったと見られる。つまり、土地分割や重要な決定にはゲルマン人の貴族制的特性による決定が優先されたが、他方で、信仰や日常生活の面においてはガロ・ローマ人、イベロ・ローマ人の慣習を優先し、カトリック聖職者やローマ系貴顕の権利を認め、ローマ系貨幣システムを受け入れて、人名金や賠償金の額を計算貨幣で表示し、当時の地域の価格体系によって人名金や賠償金さらにはあらゆる物財の価値決定を行ったと考えられる。しかしながら、法典編纂に際して移動

82) Wohlhaupter, a.a.O.

83) 久保正幡訳『サリカ法典』創文社 昭和五十二年30頁以下。

84) 玉置 前掲論文 32頁以下。

期以来の民会での様々な決定をできるだけ反映させるためにゴート人固有の事物について独自の人名金・贖罪金の計算貨幣体系を作成し、ローマ系計算貨幣システムの中に部族独自の慣習を維持しようとしたと考えられる。その結果、高度な貨幣システムの中に部族の慣習を維持する方法としてエウリック法典がその後に編纂されたアングロ・サクソン部族法典も含めてほとんどの部族法典のテキストとして利用されたと考えられる。この点はほとんどすべての部族法典がエウリック法典の法規の配列や犯罪の構成要件が共通するという特徴を有しており、他方で法律上の制裁や人名金・贖罪金、賠償金に関する部分がすべて異なっているという点から窺がわれる<sup>85)</sup>。

## 2 初期中世フランク王国における貨幣システム

次に、メロヴィング王国の貨幣システムを検討する。

王国建設者クロードヴェヒについては偽皇帝貨幣製造は今のところ確実には証明できないが、彼の息子たちはこの貨幣を製造したことは確実であり、同時にこの金貨は少量ではあるが公権力による銀貨、青銅貨の製造によって補完されていた。

トイデベルト1世(534-548年)は、ゲルマン人諸侯として最初にソリドゥス貨とトゥリエンス貨を自身の名前で発行し、意図的にビザンツ皇帝の金貨製造独占を打ち破ろうとした。この未曾有の事象は歴史家プロコピウス・カエサレア Prokopius Caesarea が『ユスティニアヌス皇帝戦史』 *Ἰστορία τῶν Πολέμων, History of Justinian's Wars* の中ではっきりにと叙述 (Kap. III, 33) している。ケルン、ランス、トゥリア、リヨンがトイデベルト治下造幣所として知られている。模造皇帝・国家貨幣製造は500年頃に始まり、6世紀後半に新たな段階に達する。この段階は貨幣発行権が明確に王国の領域に限定され始め、明らかに国家性を意識した王名の硬貨への刻印が開始された<sup>86)</sup>。

メロヴィング王国の金貨幣システムは、おそらくローマ後期に成立し、民族移動期にも存続したとみられている地域経済圏、関税管轄区、管区がフランク人支配のもとで再編成され、デュクス・コーメース支配領域の設定とともに、その中心のアルル、ランス、リヨン、トゥリア、ケルンに造幣所が配置され、ガロ・ローマ系都市参事会級貴族造幣役によって硬貨が製造されたとみられる<sup>87)</sup>。

国王硬貨に代わっていわゆる造幣役硬貨、つまり人名と *manetarius* の短縮形を追加的に刻印した造幣役貨幣 *Monetarmünze* が特に注目される。この貨幣はもっぱらトゥリエンス貨だけが製造され、造幣役名が硬貨の表面に、地名が裏面に補完的に刻印されている。約5000人の名前が伝えられており、多くがゲルマン人名に由来し、反対面に800の地名が伝えられている。造幣所名としてはキウィータースばかりではなく、城址 *castorum*、ウィーキー *Vici*、ウィッラ *Villa*、ドムス *Domus*、クルテス *curtes*、マッラ *malla*、パークス *pagus*、キャンパス *campus*、カサ *casae*、

85) 久保 前掲訳書 218頁以下。

86) Kluge, a.a.O., S. 83.

87) Joachim Werner, *Waage und Geld in der Merovingerzeit*, München 1954, S. 17ff.

castellaないしはヴィクリ viculi (村, 領主居城, 農地, 城, 広場, ガウ, 市場, 散村, 砦, 農家)なども含まれる<sup>88)</sup>。

造幣役貨幣の編年順序を明らかにすることは非常に困難なため、この造幣役貨幣システムの開始期、その終わりの時期はいまだ十分には解明されていないが、その妥当期間はおおよそ100年間で、ほぼ570年から670年にかけてである<sup>89)</sup>。

地名と造幣所が一致すると仮定すれば、メロヴィング王国は非常に稠密な造幣所網とそれとともに活発な貨幣流通を想定すべきであるが、もちろんたいていの造幣所は間欠的でごく少量の硬貨製造を行っているに過ぎないとしても、このような経済は自然経済の自給を基本とする交換経済(物々交換・贈与・互酬・分配)とは呼びえないものである<sup>90)</sup>。

この貨幣は重量7(1.3g)ないし8シリクワ(1.5g)であった。重量は630年ころまでには1.23gで安定しており、金の純分は7世紀三十年代までは80%を超えていたが、世紀末には40%から30%まで低下している。ドイツ地域には14, スイス地域12, ネーデルランドには7カ所しか知られておらず、ライン河右岸には全く見られない<sup>91)</sup>。

製造地が密集している地域はパリ盆地, ル・マン地域, ソーヌ川中流とジュネーヴ湖間の地域, モーゼル川とその支流セイユ川流域を中心にソーヌ, ローヌ, ライン河流域に囲繞された地域などである。さらに, アウストラシア, ノイストリアはアキタニア地方より造幣所の分布数は少ない<sup>92)</sup>。

I. ハイドリッヒはトリエンス貨の価値が高額なことから、地域的在地的取引には適合せず、遠隔地貿易と結びついており、その例としてモーゼル, セイユとミューズ川上流域を含む地域を挙げている。この地域ではセイユ川に沿ったヴァイク, マルサル, モワイヤンヴィク, デューツなどの塩の産出地が知られており、これらの塩を取引する22都市の造幣所と造幣役がトリエンス貨に刻印された地名と人名から明らかにされた。これらのトリエンス貨は塩の取引に合わせてメスからモーゼル上流地域へ、また陸路でヴェルダン, テュールアール(Dieulouard), サールブール(Sarrebourg), さらにサベルヌ(Saverne)やストラースブールからライン地方に分布する二、三カ所の都市からなる局所的な都市ネットワークにおいて、共通の造幣役によって製造されていた。塩生産者、商人の間に立ち外来商人のためにこの地域で流通するトゥリエンス貨を製造し、生産者からの塩の購入を仲介した。造幣役は両替商の機能も果たし、商人が持参した貨幣の両替ばかりではなく、通貨に製造しなおすことによって通貨供給をも行った。この時期ローマ末期の管区税制が維持されていたと考えられるので、関税、通行税の徴収にもこの造幣役が一定の役割を果たしていたとハイドリッヒは推測している<sup>93)</sup>。

88) Ibid., S. 83.

89) Ibid., S. 84.

90) Ibid.

91) Herbert Rittmann, Deutsche Münze und Geldgeschichte der Neuzeit bis 1914, S. 12.

92) 堀内一徳「造幣人(monetarius)と七世紀フランク王国の貨幣経済」『奈良史学』第7号 1989年 83頁。

93) Ingrid Heidrich, Die Merovingische Münzprägung im Gebiet von ober Maas, Mosel und Seille, in:

フランク・メロヴィング王国財政における徴税と造幣役とのかかわりを主張する研究者も多い。その一つの論拠が「聖エリギウス伝」が伝えるリモージュ・パークスにおける租税徴収に関する記述である。そこでは租税として徴収された貨幣が溶解されて決められた貨幣に再製造されて国庫に納入されたという。当時租税は多様な形態をとったため「納入者の都合に応じて、現物、異邦の貨幣あるいは古代の貨幣、秤量貨幣等で租税及び小作料を受けとる権限、それと並行して租税及び小作料収入の総額をその場で貨幣に铸造し、純分並びに価値の保証を与える署名と铸造場所を知らせる地名を刻印する権限を、特定租税の徴収、製塩所の徴税請負人、王領地の管理人、修道院の財務管理人などに与えておくことが好都合だった<sup>94)</sup>とピレンヌはみなしている。この説が正しいとすれば、「造幣役」は各地で現物、貴金属、さらには様々な貨幣で徴収し、造幣所で徴税貨幣に再製造し、その一定額を国庫に納入したと考えられている。

造幣役の社会的身分やその業務については伝えられている史料に乏しい。トゥールのグレゴリウスはパリの造幣役やある造幣役の妻に関する記述を行っているが、具体的内容を伝えていない<sup>95)</sup>。唯一、造幣役の事跡が詳細に伝えられているのは、クロタール2世、ダゴベルト1世、クローヴィス2世時代の王室造幣役であったエリギウス *Eligius* のみである。エリギウスはリモージュ近郊のウィラで生まれ、当時リモージュ金庫の造幣所長官であったアボ *Abbo* のもとで造幣役を務め、かたわら基金細工師の統領としても活躍し、優れた作品を残している。最後の活動はノワイヨン司教であった。彼はマルセーユの造幣所でクロタール2世とダゴベルト1世、パリの造幣所でダゴベルト1世とクローヴィス2世、アルルとリモージュの造幣所でクローヴィス2世の王名を刻印した硬貨を製造している<sup>96)</sup>。同様の身分に属すると思われるエブレギセルス *Ebregisels* の事跡もわずかに残されている。ちょうどダゴベルト1世時代にパリ近郊サン・ドニ修道院造幣所の名を刻した貨幣や当時修道院が所在したウィクス名カトゥリアヌス *Catullianus* やクレルモン、オルレアン、ランの都市名を刻印した硬貨を製造している。彼が650年頃モー司教であったエベルギセル *Ebergisel* と同一人物であればエリギウスとほぼ同時代人の造幣役であり、恐らくかつてローマ帝政後期に属州で活躍した帝国金庫造幣役の系譜をひくガロ・ローマ系の人物である可能性が高いと考えられる<sup>97)</sup>。

メロヴィング朝初期の「摸造皇帝貨幣」の時代には、古代末期の管区制に基づく徴税制度が継承され、官職貴族官僚の地位はフランク人に交代したが、アキタニア管区、ノイストリア管区、アウストラシア管区による行政が継続され、貨幣製造に関しては、フランク人財務官僚の指揮のもと、アルル、ランス、リヨン、トゥリアに王国金庫が設置され、金庫長官によって都市の造幣

---

Rheinische Vierteljahrbücher, 38, 1978, S. 90.

- 94) アンリ・ピレンヌ著増田四郎監修 中村宏・佐々木克己訳『ヨーロッパ世界の誕生』創文社 1960年 149頁。
- 95) Gregor de Tours, *Historiae Francorum libri X, Liber VII 45*, in : *MG. Scriptor. Rerum Merovingic. I. S.* 322.
- 96) Heidrich, a.a.O., S. 79.
- 97) 堀内一徳 前掲論文 84頁。

役に貨幣製造が委託されたと考えられる。その後、じょじょに国王を先頭にフランク人貴族による土地所有の拡大、地域秩序の再編成から一定の商業の発展がみられるようになり、従来の通貨では決済が困難となり、王国造幣所に集中製造する体制から、それぞれ地域の地域に必要な貨幣を製造する新たな体制に転換していったと考えられる。王権は各地の司教や修道院長さらには国家領地管理人や大土地所有領主に貨幣製造権のみならず徴税も委託したが、実際に業務を行ったのは徴税や両替業務を委託された都市貴族であった可能性が高いと考えられる<sup>98)</sup>。

このような転換は当時の王権の緩やかな支配体制が維持される中で地域秩序の再編成が進行したためと思われる。かつての管区を治めた大公や、都市を支配し地域を統治することを求められた都市長官は、最初にゲルマン系に交代した。その結果、これまで存続していた実際の統治業務はガロ・ローマ系貴族に加えてフランク系貴族も加わり強化されていったと考えられる。地域支配を固めつつある都市長官も徴税業務を一族の者や自らの腹心であるミニステリアーレンを就け、都市行政に参加させ、あらたな参事会形成に重要な役割を与えた。両替業務や貨幣製造について必要な知識と技術を主要都市の「造幣役」のもとに派遣し取得させたと思われる。とりわけアキタニアでは509年のフランク側の勝利によって獲得されたため、従来の西ゴート系官職貴族による支配体制を大幅に改変する必要があったため、早期に都市による地域支配体制が再編成され、フランク系官職貴族とガロ・ローマ系都市参事会貴族による地域支配秩序が確立していった。アキタニアはゲルマン系造幣役の分布が最も多く、北部や東部ガリアではじょじょに少なくなり、ライン西部のドイツ語地域ではキーウィータース都市造幣所の造幣役が大部分を占めている<sup>99)</sup>。

こうして、通貨であるトゥリエンス貨の品位や外形が緩やかに維持される中で中央集権的な「模造皇帝金貨」システムから都市地域造幣役金貨システムへ転換していった。その後、ダゴベルト1世(629-639年)以後に始まる王国の政治的崩壊とともに貨幣制度においてトゥリエンス金貨の金含有量が大幅に減少し、最終的には純粋な銀貨デナリウスを製造するに至った<sup>100)</sup>。

98) フランク族は20, 30万人規模でガリアへ侵入したが、圧倒的多数のガロ・ローマ人の中でごく限られた地域に共同体を形成して定住したと考えられるが詳細は分かっていない。西ゴートの統治方法を踏襲したと思われるが、現地の事情に合わせて様々な形態があったと考えられる。ガリア、イスパニアでのゲルマン人とケルト・ローマ系住民との融合形態の基盤はローマ末期に形成されていた帝国属州官職貴族と都市参事会貴族層の地域支配構造であったと考えられる。近年この点の研究は進んでいるが、ゲルマン人の定住形態やその後においてなぜ、6世紀末から7世紀末の100年間に突然、ゲルマン系が多数を占める「造幣役」貨幣が登場することになったかについてははまだ論争的である。彼らの性格については領主的性格を有する流通支配者であったと考えられるが、他方でローマ末期の両替商や金融業者の可能性も十分ありうる。地域通貨の分析視角については、われわれの科研代表者の優れた論文がある。鶴島博和「なぜ銀のペニー貨は中世イングランドにおいて流通したのか—権力=王権と銀品位と信用=貨幣製造人の三位一体—」『お茶の水史学』第61巻 2017年。飯坂晃治 前掲書 173頁以下参照。

99) 堀内一徳 前掲論文 85頁。ローマ末期から初期中世にかけてのライン・ドナウ上流地域の定住形態と農業生産の発展については名城邦夫「レイン・ドナウ上流域におけるローマ末期中世初期定住と農業」『名古屋学院大学論集』vol. 17 No. 1 1980参照。

100) Kluge, Numismatik des Mittelalters, S. 85.

最初のデナリウス貨の発行は造幣役貨幣トゥリエンス貨を継承する形で銀貨として製造された。その後、刻印文字は大幅に減少した。わずかな編年的順序の手掛かりを与えてくれるのが、ヒルデベルト2世アウストラシア王の一つのデナリウス貨、宮宰エブロイン (?-680/81年) *majordomus Ebrouin* の二個さらにマルセイユの貴顕 *Ansedert, Antenor, Nimfidius* らの多数のデナリウス貨である。マルセイユの三人の貴顕のデナリウス貨は正確な発行年は知られていないが、700年の初期に挙げられた名前の順序で発行されたとみられており、ヒルデベルト二世はその統治期間 (656-675年) そしてエブロインのものに関しては彼の殺害年代680年から683年の間と確認されうる<sup>101)</sup>。

したがって、フランク王国の権力が宮宰に移行し、*Jean Lafaurie* の説得力ある見解によれば宮宰エブロインの活動と関係していたので、金通貨から銀通貨への転換がこの時期に起こったと考えられる。エブロインは宮宰として662年から673年の間、全王国を彼の統治下に置いたと考えられている。この時期に彼は政治構造上の条件を整え、大幅な変革を達成しようとしたが、その一環として金から銀への通貨の転換も行った。エブロインは短命ではあったがブルグンドと連携し、アウストラシアをもその支配下におさめ、西ゴート王国に始まるローマ末期の金貨ソリドゥス貨システムの継承から、リプアリア法典に見られるフランク人に固有のデナリウス貨幣システムによる統治への転換を図ったと考えられる。こうして、エブロインはノイストリア宮宰としてゲルマン人で最初のデナリウス貨による貨幣システムを導入し、ソリドゥス貨を計算貨幣化し、ゲルマン人とガロ・ローマ人の統一的な貨幣システムを導入しようとした人物として歴史上評価される<sup>102)</sup>。

しかしながら、彼はこの内乱においてアウストラシア宮宰ピピン家に敗北し、その後、ピピン家の宮宰、さらにはカロリinger初代国王ピピン2世を経てカール大帝によってフランク人に固有の計算貨幣システムは確立されることになった<sup>103)</sup>。

ここで、フランク族のサリカ法典・リプアリア法典によって金貨貨幣システムから銀貨貨幣システムへの具体的な転換過程を検討し、さらにカール大帝によって断行された貨幣改革の意義を部族法典とともに「御料地令」、「資財帳範例」さらにはロルシュ、フルダ帝国賃子帳等の分析によって明らかにしていきたい<sup>104)</sup>。

サリカ法典はゲルマン民族の支配部族としてフランク王国から帝国へと発展したフランク族の法として他の部族法典やフランク帝国法に最も影響を及ぼした法典である。他方で、この法典の成立については法典47章「盗まれた動産を取り戻す訴訟、アネファンク訴訟」において、原告

101) *Ibid.*, S. 84.

102) エブロインについてはフレデガリウス年代記に詳しく記述されている。Chronicarum quae dictuntur Fredegarii, in: Andreas Kusternig, Quellen zur Geschichte des 7. Und 8. Jahrhunderts, Darmstadt 1982, SS. 160-325. Kluge, a.a.O., S. 85.

103) Kluge, a.a.O., S. 85f.

104) 筆者はかつて南ドイツ、フランケン地方の領主制の成立を論じた論文においてこれらの史料を分析し、王領地の経営、*Villikation* の構造等について検討した。

の居住地に西ゴート戦役の勝利によって得た領土が含まれることから、507年以後の成立が考えられる<sup>105)</sup>。さらに、サリカ法典が西ゴート法典の各章の書き出しや表現の仕方に相似しており、クロードヴェッヒは戦役に勝利し、実際に法典を手に入れて、犯罪の構成要件に関する部分や個々の法規の配列に関する部分について参考にし、実際の制裁に関する計算貨幣部分は自らの部族の慣習によって異なる額を記載したものとみられている。この点はブルグンド、バイエルン、アレマン等の部族法典がともにエウリック法典のこの方式を踏襲しており、クロードヴェッヒはサリカ法典と同様に編纂することを義務付けたと考えられる<sup>106)</sup>。

その後序文や跋文、さらにはかなり新しいテキストが付け加えられているが、これはエプロイン暗殺後に成立したアウストラシア宮宰ピピン家がそれまでのメロヴィンガーのノイストリア中心の法典を、自らの出身地アウストラシアにサリカ法典を適用するためにあらたにアウストラシアに適用される部分を追加して編纂したものが伝えられたためと考えられる<sup>107)</sup>。

このテキストはすでにキリスト教を受容し、イエスを創造主として位置づけ、当時首長であった最も高貴な貴族身分の者4人によって記録されたと伝えられている。法は古来からの三次の裁判集会によって発見される習慣であったので4人は三度集會し訴訟事件のあらゆる原因を論議検討し各事件について判決を定めた。さらに神の恩寵により王クロードヴェッヒが最初にカトリック教に洗礼を受け、協約Pactus（法典）中不適當なものを修正し、歴代王によっても修正を加えたことが記されている<sup>108)</sup>。

本文はまず「王法に基づく召喚について」、デナリウス貨とその40倍のソリドゥス貨によって過料を定めている。40デナリウス=1ソリドゥスはローマ帝政末期に定められた計算単位であり、西ゴート王国のエウリック王法典の単位を踏襲しており、ローマ的金貨貨幣システムの踏襲である。ただし、サリカ法典以外はすべてソリドゥスのみを使用しており、サリカ法典だけがデナリウスの額を最初に引用しその後ソリドゥスの換算額を挙げている。さらに応報刑罰主義に基づき身分ごとに人名金や贖罪金が定められ、窃盗や、強盗、殺人を人名金と贖罪金による賠償が可能であることを示している。こうしてローマ化した現地住民との共生のために、それぞれの部族ごとの法を制定し、ローマ法で生活する非ゲルマン人とゲルマン人の日常性格の紛争を属人主義的に解決すると同時に、民族や、部族、さらには身分ごとに紛争事項に共通の基準を設けて日常生活の平和の維持を図ったと考えられる。

特に注目されるのはリプアリア部族法典である。この法典にはおそらく原テキストが存在し、それにカール大帝による大幅な改定が施されて法典が成立したと考えられている。特に、写本中最も重要なもののひとつ、8世紀に編纂されたWiener Handschriftにはこの写本の法は「カール(大帝)ノ時代改訂セラレタル、リプアリア法協約」Pactus legis Ribuaria, qui tempoliribus Karoli

105) 久保正幡 前掲訳書 217頁。

106) 同上訳書 218頁。

107) 同上訳書 25頁。

108) 同上訳書

renovatus est と呼ばれている<sup>109)</sup>。

フランク時代のすべての部族法典，エリック王法典，サリカ法典，リプアリア法典，ブルグント法典，アレマン部族法典，バイエルン部族法典等の諸部族法典がラテン語で書かれており，その用語を共通にし，さらに，それまで各部族が毎年の部族集会で様々な事件の判決や紛争の裁定さらには社会慣習の決定事項のごく一部を法典として編纂したものであり，主として刑法・訴訟法関係規定がその大半であり，古代ローマ法体系に見られるような，公法から，刑法，民法さらには商法に至る体系的な法の編纂ではない。おそらく，当時の大陸ゲルマン人の法意識を反映したものである。民族移動後，それぞれの地域で定着することになった部族はそれまでの首長制から権力の集中を実現する王政に移行し，まず西ゴート王国でのエウリック王法典編纂（対象はゴート族）と506年アラリック抄典編纂〔東ローマ帝国のテオドシウス法典の焼き直し〕（対象はアキタニアのガリア・ローマ人とイベロ＝ローマ人）によって属人主義的に統治されたと考えられる。こうして大陸ヨーロッパのゲルマン人とローマ系住民の共生が可能となり，ローマ末期の金貨システムによってゲルマン人独自の計算貨幣体系を表現したのが各部族法典である。最初はローマ末期の金貨ソリドゥス貨幣システムによる「摸造皇帝金貨幣体系」から，フランク人独自の計算貨幣システムに基づく銀貨デナリウス貨幣システムへの転換が7世紀後半，ネウストリア宮宰エブロインによって開始され，アウストラシア宮宰ピピン家系を経てカール大帝によって確立されることになる<sup>110)</sup>。

サリカ法典は人名金，贖罪金は1ソリドゥス＝40デナリウスの銀貨体系で書かれており，さらにソリドゥスによる過料は10進法であるのに対して，リプアリア法典は12進法で規定されており，ソリドゥス－デナリウス体系はほとんど使用されていない。特に，注目されるのは，リプアリア法典がローマ法の影響をより強く受けていることである。奴隷解放の様式がローマ法の規定に倣っており，多くの条項でローマ法の影響がみられる。さらに使用されるラテン語自体が洗練されており，さらには，キリスト教の影響がより強くみられることである。教義が諸規定に反映されるのみならず，教会の現実的世俗的利益が，直接条文に反映され，教会庇護民殺害が国王所屬従属民の人名金と同額であり，さらに，聖職者の人名金が一般自由人よりも著しく高額とされている。また，教会保護権や裁判権が強く守られており，教会の権利の強調が散見される点も特徴である<sup>111)</sup>。

リプアリア法典第36章は12項から成っており，1から4にリプアリア人がフランク人（リプアリア人以外：サリカ系フランク人）を殺害した場合には200ソリドゥスの人名金，ブルグント人を殺害した場合には80ソリドゥスの二倍（160ソリドゥス），ローマ人を殺害した場合には50ソリドゥスの二倍（100ソリドゥス），アレマン人・フリーセン人・バイエルン人・ザクセン人を殺害した場合には80ソリドゥスの二倍（160ソリドゥス）の人名金を規定している<sup>112)</sup>。

109) 久保正幡訳『リプアリア法典』創文社 昭和五十二年 32頁。

110) Kluge, a.a.O., S. 86.

111) 久保正幡訳『リプアリア部族法典』72頁以下参照。

112) 同上訳書 127, 128頁。

特に注目されるのは12項において「銀については古くより規定されているように1ソリドゥス＝12デナリウスとする」と規定されており、移動期以来ローマ人と接触した時点でのゲルマン人の計算貨幣システムは古代末期のローマのソリドゥス金貨幣システムとは異なり、これまでの金貨幣システム、1ソリドゥス＝40デナリウスから1ソリドゥス＝12デナリウスの銀貨幣システムへ変更され、これまでとは逆にソリドゥスが計算貨幣となり、デナリウスが通貨となった<sup>113)</sup>。

---

113) 同上訳書 128頁。Kluge, a.a.O., S. 85.